

新宿区教育ビジョン 個別事業

平成 28(2016)年度～平成 29(2017)年度

平成 28(2016)年 3 月

新宿区教育委員会

はじめに

新宿区教育委員会では、未来を担う新宿区の子どもたちが夢と希望をもち成長していけるよう、平成21年3月に「新宿区教育ビジョン」を策定しました。教育ビジョンでは、平成21年度からの10年間において新宿区が目指す教育として「3つの柱と14の課題」を掲げるとともに、その実現のための「基本施策」と「個別事業」について明らかにしました。

その後、平成24年3月には、新宿区基本構想・新宿区総合計画に基づく新宿区第二次実行計画（平成24～27年度）の策定や、就学前の子ども増加など新宿区における教育環境の変化を踏まえ、教育ビジョンに掲げた個別事業について見直しを行い、これまで実施してまいりました。

このたび、第二次実行計画の計画期間が終了し、新宿区総合計画のしめくりとして新たに平成28年度から平成29年度までを計画期間とする新宿区第三次実行計画が策定されるとともに、平成24年度から平成27年度までの教育ビジョンに掲げた個別事業が終了することから、教育委員会では、教育ビジョンにおける個別事業について、改めて見直しを行うこととしました。

今回の見直しにあたっては、平成24年度から平成27年度までに取り組んできた各個別事業について、その課題と成果を検証するとともに、第三次実行計画との整合を図り、引き続き平成28年度から平成29年度までの2年間で計画的に取り組む事業と経常的に取り組む事業について明らかにしています。

また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により平成27年4月に設置された「新宿区総合教育会議」における協議・調整を経て、平成27年11月、新宿区の教育の目標や施策の根本的な方針を示す「新宿区教育大綱」が、区長により策定されました。

教育委員会は、これからも区長とより連携するとともに、次代を担う子どもたちが、地域とのつながりの中でのびのびと健やかに成長していけるよう、教育ビジョンに示した個別事業を着実に推進しながら、新宿区の教育の一層の充実に取り組んでまいります。

平成28年3月

新宿区教育委員会

目次

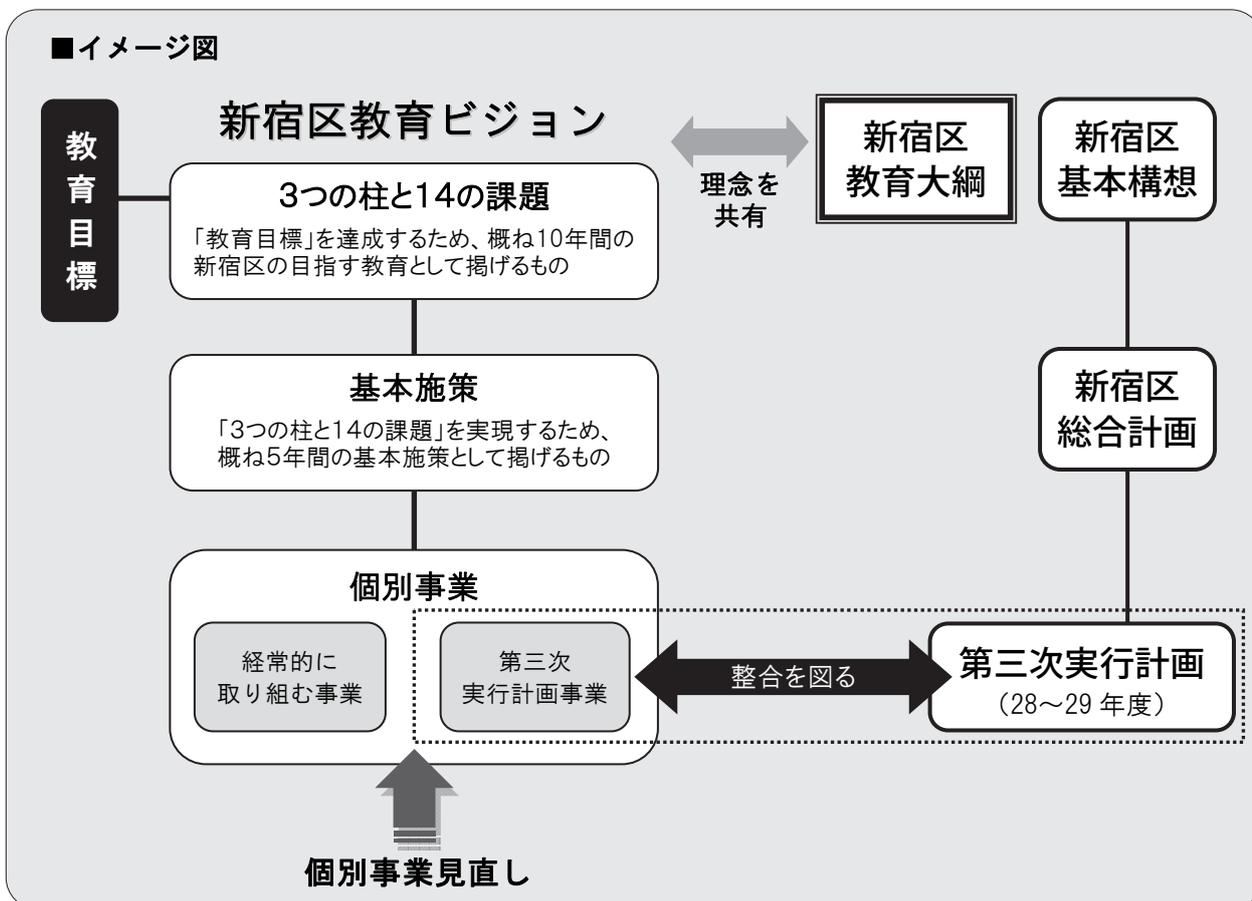
I 新宿区教育ビジョン 個別事業見直しの考え方	1
1 新宿区教育ビジョン 個別事業見直しの趣旨	2
2 教育目標	3
3 新宿区教育大綱	4
4 新宿区教育ビジョン 3つの柱と14の課題	5
II 個別事業(平成 28 年度～29 年度)	9
〔施策体系〕	10
(柱①) 子ども一人ひとりの「生きる力」をはぐくむ質の高い学校教育の実現.....	12
課題 1 確かな学力の向上	12
課題 2 豊かな心と健やかな体づくり.....	16
課題 3 言語・体験活動の充実	23
課題 4 就学前教育の充実	26
課題 5 連携教育の推進	28
(柱②) 新宿のまちに学び、家庭や地域とともにすすめる教育の実現	30
課題 6 地域との連携による教育の推進	30
課題 7 家庭の教育力の向上と活動支援.....	33
課題 8 地域の知の拠点としての図書館の充実.....	35
課題 9 子どもの安全の確保	37
(柱③) 時代の変化に対応した、子どもがいきいき学ぶ教育環境の実現.....	40
課題 10 学校の適正規模の確保と適正配置	40
課題 11 学校の経営力の強化.....	41
課題 12 教員の授業力の向上.....	44
課題 13 支援を要する子どもに応じた教育の推進	46
課題 14 学校施設の整備	51
〔個別事業(平成 24 年度～27 年度)との関連表〕.....	52
III 新宿区教育ビジョン これまでの主な取組み(平成 24 年度～27 年度)	55
資料 新宿区の子どもの状況等	65



新宿区教育ビジョン 個別事業
見直しの考え方

1 ―― 新宿区教育ビジョン 個別事業見直しの趣旨

- 新宿区教育委員会では、新宿区の目指す教育と、その実現のための施策や事業を総合的かつ体系的に明らかにし、区民に分かりやすく示していくことを目的として、平成 21 年 3 月に、教育基本法第 17 条に定める教育振興基本計画として「新宿区教育ビジョン」を策定しました。
- 「教育目標」(P.3)を達成するため、新宿区教育ビジョンは、策定から概ね 10 年間の新宿区の目指す教育として「3つの柱と 14 の課題」及びその実現のための「基本施策」と「個別事業」を示しています。策定にあたっては、「新宿区基本構想・総合計画・実行計画」や「新宿区次世代育成支援計画」との整合を図っています。
- 策定からこれまでの間、教育委員会は、新宿区教育ビジョンのもと、未来を担う子どもたちが夢と希望をもち成長していけるよう、個別事業の実施に取り組んできました。その間、第二次実行計画(平成 24 年度～平成 27 年度)の策定等を受け、平成 24 年 3 月に新宿区教育ビジョンの個別事業について見直しを行い、平成 24 年度から平成 27 年度まで、引き続き個別事業の実施に取り組んできました。
- 平成 28 年 3 月、第二次実行計画の計画期間が終了し、新宿区総合計画のしめくくりとして新たに平成 28 年度から平成 29 年度までを計画期間とする新宿区第三次実行計画が策定されること等を受け、教育委員会では、教育ビジョンにおける個別事業について、改めて見直しを行うこととしました。見直しに際しては、平成 24 年度から平成 27 年度までに取り組んできた各個別事業について、その課題と成果を検証するとともに、第三次実行計画との整合を図り、平成 28 年度から平成 29 年度までの 2 年間で計画的に取り組む事業と経常的に取り組む事業について明らかにしています。



2 — 教育目標

社会が急速な変化を遂げる中であって、子どもたちは、他者、社会、自然とのかかわりの中で、これらと共に生き、生涯を切り拓いていく力を身に付けなければなりません。

新宿区教育委員会は、新宿の子どもたちが、自らを律し互いの個性を認め合い、社会の形成に主体的に参画するとともに、自ら学び考え行動する自立した区民として成長することを願い、「教育目標」を次のとおり決めました。

教 育 目 標

新宿区教育委員会は、

子どもたちが、人間尊重の精神に基づいて自他の生命を尊び、心身ともに健康で、知性と感性に富み、郷土新宿を愛し環境を大切にする心と国際感覚をそなえ、自立した区民として成長することを願い、

- 広い視野と、自らを律し互いを認め、思いやりの心をもつ人
- 地域の一員として、規範意識や公共の精神に基づき、社会の形成に進んで参画する人
- 個性や創造力が豊かで、自ら学び、考え、行動する人

を育てる教育を推進します。

また、学校・家庭・地域との緊密な連携のもとに、豊かな文化の創造と活力に満ちた地域社会の形成を目指すとともに、誰もが生涯を通じて主体的に学ぶことができる生涯学習社会の実現を図ります。

《平成 21 年 3 月 6 日新宿区教育委員会決定》

3 — 新宿区教育大綱

区では、平成 27 年 4 月の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に基づき、区長と教育委員会が意思疎通を図り、地域の教育の課題やあるべき姿を共有する「新宿区総合教育会議」を設置しました。また、平成 27 年 11 月には、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や根本的な方針を定める「新宿区教育大綱」が策定されました。この大綱は、「新宿区総合教育会議」において、教育ビジョンに基づき教育委員会が実施している具体的な取り組みや課題のほか、区の子育て支援施策等について、区長と教育委員会が十分な意見交換と議論を行い、策定したものです。

大綱は、教育ビジョンの 3 つの柱に「子どもの育ち・学び・自立を地域とともに支えるまちの実現」の柱を加えた 4 つの柱から構成されています。

新宿区教育大綱

新宿区と教育委員会は新宿区教育ビジョンの理念を共有し、新宿区の子どもたちが自ら学び、考え、行動できる「生きる力」を育むとともに、地域の人々とのつながりの中でのびのびと健やかに育ち、新宿に誇りと愛着を持てる人として成長し、自立した個人として他者とともに次代の社会を担うことができるまちの実現をめざして、ここに新宿区教育大綱を定めます。

平成 27 年 11 月 6 日

新宿区総合教育会議

新宿区長 吉住 健一

I 子どもの育ち・学び・自立を地域とともに支えるまちの実現

子どもたちがのびのびと健やかに成長できるよう子育てや学びと自立に対する支援のしきみを十分に整備するとともに、地域が積極的に受け皿となり、子どもの成長をしっかり応援するまちを実現します。

II 子ども一人ひとりの『生きる力』をはぐくむ質の高い学校教育の実現

変化の激しい時代を担う子どもたちは、社会において自立的に生きるため、知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を身につける必要があります。子どもの学力や学習の状況、心や体の状況など様々な課題を的確にとらえ、子どもたちの力を着実に伸ばす、より質の高い学校教育を実現します。

III 新宿のまちに学び、家庭や地域とともにすすめる教育の実現

子どもの教育において、新宿の伝統・文化を生きた教材として積極的にとり入れ、地域に根ざした教育を進めていくことが大切です。また、教育に対する保護者や地域の多様な要請にこたえていくために、家庭・地域・学校がともに学び、ともに育つ関係を実現します。

IV 時代の変化に対応した、子どもがいきいき学ぶ教育環境の実現

子どもがよく学び、よく遊び、心身ともに健やかに育つことを目指し、高い資質・能力を備えた教師が自信をもって指導に当たり、いきいきと活気ある活動を展開する学校を実現します。

4 ―― 新宿区教育ビジョン 3つの柱と14の課題

教育委員会は、未来を担う子どもたちが夢と希望をもち成長していけるよう、10年間の新宿区の目指す教育として新宿区教育ビジョンで掲げる「3つの柱と14の課題」のもと、教育行政を推進します。

柱 1 子ども一人ひとりの「生きる力」をはぐくむ質の高い学校教育の実現

変化の激しい時代を担う子どもたちは、社会において自立的に生きるため、知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を身に付ける必要があります。子どもの学力や学習の状況、心や体の状況等さまざまな課題を的確にとらえ、子どもたちの力を着実に伸ばす、より質の高い学校教育を実現します。

課題 1 確かな学力の向上 ☞個別事業 12 ページ

- 義務教育で身に付けるべき基礎学力を保証するために、特に、基礎的・基本的な学力が十分身に付いていない子どものための対策を講じ、すべての子どもが確実に基礎学力を身に付ける指導を徹底します。
- 変化の激しい時代に求められる思考力・判断力・表現力等を養うため、活用型・探究型の学習指導を実践します。また、異なる文化との共存や国際協力の必要性があることや、環境問題やエネルギー問題といった地球規模での課題解決のための科学技術系の人材育成が求められていることから、外国語教育と理数教育を充実します。
- 学習意欲を高めるため、主体的に学ぶ機会を充実します。また、家庭における学習習慣の定着に向けた取組みを進めます。

課題 2 豊かな心と健やかな体づくり ☞個別事業 16 ページ

- 豊かな人間性や社会性をはぐくみ、子ども一人ひとりに自信をもたせ、自分自身を肯定的に受け止め、良い面を見い出すことができる感情を養います。
思いやりの心を育て、互いの命の大切さについても考えさせるとともに、子どもたちが社会における自己の役割について考え、社会の一員であることの認識を深めます。
また、伝統文化理解と郷土新宿に愛着をもち地域の発展に寄与したいと思う気持ちを育成します。
- スポーツを通じて健康づくりや体力の向上に向けた取組みを進めるとともに、学校・家庭・地域が連携して、積極的に運動やスポーツに親しむ習慣や意欲・能力を育成します。
子どもたちの心身のバランスのよい発達のため、家庭と連携し、望ましい食習慣等、健康的な生活習慣の形成を促します。
- 2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開催を契機として、国際理解教育や英語教育を一層充実するとともに、自国の伝統文化に対する理解を深め、グローバル社会を担う子どもたちの国際感覚を養います。また、障害者に対する理解と思いやりの心を育むとともに、子どもたちのスポーツへの関心を高め、体力の向上を図ります。

課題 3 言語・体験活動の充実 ☞個別事業 23 ページ

- 調べ学習をはじめとする言語活動を重視した指導により、言語に対する関心や理解を深め、思

考・判断等の知的活動やコミュニケーション、感性・情緒の基盤である言語能力を高めます。

- 教育活動全体を通して、体験的な活動や問題解決的な学習を積極的に取り入れ、子ども一人ひとりの実践的な態度・能力を育成します。
- 子どもの日々の生活のなかに読書の時間を確実に取り入れることができるようにするなど、読書に親しむ環境を整えます。

課題4 就学前教育の充実 ⇨個別事業 26 ページ

- 就学前の子どもに対する保育・幼児教育の機会を充実するとともに、施設の選択の幅を広げ、保護者が公私立の幼稚園・保育園・子ども園を個々のニーズに応じて選択できる社会の実現を図ります。
- 区立幼稚園・保育園・子ども園が交流や研修等を継続的に進め、それぞれの良さと特性を学び合い、互いの保育内容の一層の充実を図ります。また、交流や研修等については、就学前の子どもの育ちをともに担う、私立の幼稚園や保育園にも働きかけていきます。
- 区内の子育て支援を担う施設と十分に連携しながら、幼稚園における子育て支援機能を充実します。

課題5 連携教育の推進 ⇨個別事業 28 ページ

- 幼児教育・保育と小学校教育との滑らかな接続のため、小学校と幼稚園・保育園・子ども園との連携を十分に図り、相互の教育と連続性についての共通理解を進めます。
- 中学校において、生徒がスムーズに中学校生活をスタートすることができるよう、小学校段階の教育内容を再度取り上げて繰り返し指導するといった工夫や、小・中学校の教員が授業を見合う、共同して授業をするなど、相互交流の一層の促進を図ります。
また、各教科の連携プログラムを活用し、効果的・効率的な学習内容の接続を図り、確かな学力の向上につなげます。また、小学校において、教科担任制の検討を進めます。

柱2 新宿のまちに学び、家庭や地域とともにすすめる教育の実現

子どもの教育において、新宿の伝統・文化を生きた教材として積極的に取り入れ、地域に根ざした教育を進めていくことが大切です。また、教育に対する保護者や地域の多様な要請にこたえていくために、家庭・地域・学校がともに学び、ともに育つ関係を実現します。

課題6 地域との連携による教育の推進 ⇨個別事業 30 ページ

- 地域の住民や保護者等が学校運営や学校評価に参画するしくみを構築します。
また、地域に開かれ信頼される学校を実現するため、保護者や地域の住民の意見や要望を的確に反映させ、それぞれの地域の創意工夫を活かした学校づくりを目指します。
- 地域に根ざした学校づくりを進めるため、学校と地域をつなぐスクール・コーディネーター等の一層の活用を図るとともに、地域が学校を支援する組織づくりを支援します。
また、新宿のまちの特性を活かした教育活動を進めるため、学習教材として、地域の歴史、芸術、文化等の資源をより積極的に活用します。

課題7 家庭の教育力の向上と活動支援 ⇨個別事業 33 ページ

- 保護者が、家庭教育における自らの役割や重要性を自覚し、自信をもって子どもを育て、必要なしつけができるような学習の機会や場を充実します。

また、保護者の学校行事や地域活動への参加のきっかけづくりや、家庭教育等の講座終了後も自主的な活動や保護者どうしのつながりが継続するしくみづくり等、多様な形態による家庭教育力の向上を支援していきます。

- 保護者が保護者会へのかかわりや、PTA活動への参画意識を高めるための支援体制を充実させます。

また、地域文化部や子ども家庭部等と連携し、PTA活動と地域のさまざまな活動団体との協力関係を築いていきます。

課題8 地域の知の拠点としての図書館の充実

☞個別事業 35 ページ

- ライフステージに合わせた読書活動を推進し、図書資料の提供だけではない、地域の人々との学びあいや地域社会におけるさまざまな情報と人の交流を通じて、「情報と出会う」広がりをもったサービスを提供していきます。また、区内全域に向けての情報発信機能を強化し、地域や大学等との連携や協働をより一層推進するなど、中央図書館の機能を見直し、図書館サービスを再構築します。

地域図書館を身近な「地域の知の拠点」として位置付け、区民の読書活動を支援し、ビジネス情報、医療・健康情報等の区民の知りたい要望にこたえ、生活に役立つ情報支援を行うなど、地域文化の発展に寄与していきます。

- 図書館が事業主体となって、家庭や地域、学校と連携して発達段階に応じた読書活動を推進することにより、子どもが読書を通じて生涯にわたり学習し、自己実現を図るきっかけづくりを行います。

課題9 子どもの安全の確保

☞個別事業 37 ページ

- 子どもを巻き込んだ事件・事故から子どもの安全を守るため、安全教育や危機回避能力の育成、危機管理意識の啓発活動を絶え間なく行っていく必要があります。併せて、保護者や地域の方を巻き込んで、通学路や日頃の生活の場でも子どもの安全を守る意識の向上を図ります。

また、メディア等からのさまざまな有害情報やインターネット利用の危険性から子どもを守るために、学校での情報モラル教育を通して子どもに正しい対応の方法を身に付けさせるとともに、家庭の協力を得て、家庭等での利用に関するルールづくり等を進めていきます。さらに、事件・事故や自然災害から子どもの安全を確保するため、すべての小・中学校において教育指導と施設管理面における学校安全を実現していきます。

柱3 時代の変化に対応した、子どもがいきいき学ぶ教育環境の実現

子どもがよく学び、よく遊び、心身ともに健やかに育つことを目指し、高い資質・能力を備えた教師が自信をもって指導にあたり、いきいきと活気ある活動を展開する学校を実現します。

課題10 学校の適正規模の確保と適正配置

☞個別事業 40 ページ

- 子どもたちのよりよい教育環境の実現に向け、適正な規模の学校を適正に配置するとともに、老朽化した学校施設の整備を計画的に進めていきます。

- 今後、統合等により新校舎を建設する場合、高機能かつ多機能で変化に対応しうる弾力的な施設環境と健康的で豊かな教育環境を確保し、地域の生涯学習やまちづくりの核としての施設整備を行います。また、自然環境に配慮するとともに、省資源、省エネルギーを考慮した施設を建設します。

課題 11 学校の経営力の強化 ☞個別事業 41 ページ

- 校長・園長のリーダーシップのもと、組織的で実行力のある学校・園運営を行っていくため、校長・園長の裁量予算の一定額確保や公募制等の人事権の拡充に向けた取組みを進めます。
また、管理職のリーダーシップの強化や教職員のメンタルヘルスマネジメント能力の向上を図る研修を充実します。
- 学校の情報化による事務の効率化を図るとともに、適切な事務分掌と分担を徹底するなど、学校の事務体制の見直しを行います。
- 子どもや保護者が自らの通学する学校の特色や教育目標を把握できるよう情報の提供に努めるとともに、就学制度について検証を行い、適切な運営を図ります。

課題 12 教員の授業力の向上 ☞個別事業 44 ページ

- 教職員それぞれの経験と職層に応じた研修を体系的に実施し、教員の資質・能力の向上を図ります。また、校・園内研究や研究発表等を通して教員の自主的な研修意欲の高揚を評価・奨励し、教員が自ら学ぶ意欲をもつ風土の醸成を図ります。
- 学校の情報化を進め、「わかる授業」を実践するとともに、教員同士が情報を共有し、相互に教材を開発・活用できる環境づくりを進めます。
これにより、児童・生徒の学習意欲の向上や学習理解を深めるとともに、教員間の効率的な学び合い等、教育の内容・方法・手段等の改善につなげていきます。

課題 13 支援を要する子どもに応じた教育の推進 ☞個別事業 46 ページ

- いじめ、不登校にかかわり、各学校、教育センターにおける取組みを充実させ、ひきこもり・不登校の児童・生徒の出現ゼロを目指します。
また、教育センターの教育相談体制を整備するとともに、教育相談室やつくし教室と学校の連携を進めます。家庭に課題のある場合については、地域のさまざまな機関や民生委員、児童委員等とのネットワークを広げ、家族ぐるみの支援を行っていきます。
- 障害のある子どもたちにとっては、幼児期からの支援が大切であることから、保育園、子ども総合センター等との連携を図り、幼児の保護者への働きかけや幼稚園と小学校の保護者の連携を進め、早期からの支援に努め、就学前から卒業まで一貫した適切な指導や支援を行うことのできる体制を整備します。
- 日本語がわからない状態で日本の学校に転入してくる幼児・児童・生徒が日本の学校生活に慣れ、日本での生活が円滑に行われるように日本語の初期指導を行うとともに、必要な教科学習の支援を行います。

課題 14 学校施設の整備 ☞個別事業 51 ページ

- 教育環境の整備として、安心して学べる学校施設を目指し、施設の保全を図るとともに時代に即した改修を進めていきます。
また、環境に配慮した学校施設のあり方について、CO₂削減等の環境に配慮した設備の導入や屋上緑化・壁面緑化の実施等、さまざまな可能性を検討しながら推進していきます。



個別事業

平成28年度～29年度

※年次別計画は、①第三次実行計画事業、②年度ごとに拡充していく事業、③主要事業かつ2年後の目標を明確にしておく必要がある事業のいずれかに該当する場合に記載しています。

※新宿区教育ビジョンの個別事業のうち、その全部又は一部の事業が新宿区第三次実行計画に示されているものについて、＜実行計画事業＞と記載しています。新宿区教育ビジョンと新宿区第三次実行計画では施策体系が異なるため、事業の名称や構成が相違しているものがあります。

施策体系

3つの柱	14の課題	基本施策
<p>柱1</p> <p>子ども一人ひとりの「生きる力」をはぐくむ質の高い学校教育の実現</p>	<p>1 確かな学力の向上</p> <p>2 豊かな心と健やかな体づくり</p> <p>3 言語・体験活動の充実</p> <p>4 就学前教育の充実</p> <p>5 連携教育の推進</p>	<p>1 子ども一人ひとりの学びの保証</p> <p>2 変化の激しい時代を生きる力の育成</p> <p>3 学習意欲の向上・学習習慣の確立</p> <p>4 豊かな人間性と社会性をはぐくむ教育の充実</p> <p>5 基礎体力の向上と健康な体づくり</p> <p>6 東京オリンピック・パラリンピックを契機とした教育の推進</p> <p>7 言語力、伝え合う力の育成</p> <p>8 実体験から学ぶ取組みの推進</p> <p>9 読書に親しむ環境の整備</p> <p>10 保育・幼児教育環境の整備</p> <p>11 保育・幼児教育内容と子育て支援機能の充実</p> <p>12 幼児期の教育と小学校教育との連携</p> <p>13 小中連携教育の推進</p>
<p>柱2</p> <p>新宿のまちに学び、家庭や地域とともにすすめる教育の実現</p>	<p>6 地域との連携による教育の推進</p> <p>7 家庭の教育力の向上と活動支援</p> <p>8 地域の知の拠点としての図書館の充実</p> <p>9 子どもの安全の確保</p>	<p>14 地域が参画する学校運営のしくみづくり</p> <p>15 新宿の多様な資源を活かした教育活動</p> <p>16 家庭の教育力の向上支援</p> <p>17 読書がはぐくむ豊かなライフステージづくり</p> <p>18 子ども読書活動の推進</p> <p>19 子どもの安全と子どもを守る環境づくり</p>
<p>柱3</p> <p>時代の変化に対応した、子どもがいそいそ学ぶ教育環境の実現</p>	<p>10 学校の適正規模の確保と適正配置</p> <p>11 学校の経営力の強化</p> <p>12 教員の授業力の向上</p> <p>13 支援を要する子どもに応じた教育の推進</p> <p>14 学校施設の整備</p>	<p>20 時代の変化に応じた教育環境づくり</p> <p>21 教育の質を高める学校運営</p> <p>22 授業力を高める計画的な指導、育成</p> <p>23 学校情報ネットワークシステムの活用</p> <p>24 いじめ・不登校等の防止</p> <p>25 特別支援教育の推進</p> <p>26 外国籍等の子どもへの日本語サポート体制の充実</p> <p>27 魅力ある学校施設の整備</p>

個別事業（平成28年度～29年度）		掲載ページ
※〔実〕は、その全部又は一部が新宿区第三次実行計画に位置付けられている事業です。		
1. 学力調査を活用した個々の学力の向上 2. 学校サポート体制の充実〔実〕 3. 放課後等学習支援 4. 効果的に ICT を活用した授業の推進	12	
5. 習得・活用・探究型の学習指導の充実 6. 外国人英語教育指導員の配置 7. サイエンス・プログラムの推進	14	
8. 自学自習の支援 9. 家庭学習のすすめ	15	
10. 人権教育の推進 11. 道徳教育の充実 12. 障害者理解教育の推進〔実〕 13. 「法教育」等の推進 14. キャリア教育の推進 15. 幼児・児童・生徒間等の交流活動の充実 16. 児童会・生徒会活動の充実 17. 国際理解教育及び英語教育の推進〔実〕 18. 伝統文化理解教育の推進〔実〕	16	
19. 体育指導者等の確保 20. スポーツへの関心と体力の向上〔実〕 21. 食育の推進〔実〕 22. 子どもの生活習慣病の予防 23. スクールカウンセラーの派遣	18	
17. 国際理解教育及び英語教育の推進〔実〕【再掲】 18. 伝統文化理解教育の推進〔実〕【再掲】 12. 障害者理解教育の推進〔実〕【再掲】 20. スポーツへの関心と体力の向上〔実〕【再掲】	21	
24. 言語活動の充実	23	
25. 体験的な活動の充実 26. 移動教室等における自然体験活動の実施 27. 環境教育の推進〔実〕	23	
28. 学校図書館の充実〔実〕 29. 朝読書の推進	25	
30. 公私立幼稚園における幼児教育等の推進〔実〕	26	
31. 就学前教育合同研修等の充実 32. 幼稚園子育て支援事業の実施	27	
33. 連携・接続カリキュラムづくりや指導方法の改善 34. 保・幼・小合同会議の実施	28	
35. 小中連携教育の推進	29	
36. 地域協働学校（コミュニティ・スクール）の推進〔実〕 37. 学校評価の充実〔実〕	30	
38. スクールスタッフの活用 39. スクール・コーディネーターの活動 40. 文化・芸術等を学ぶ機会の充実	31	
41. 入学前プログラムの充実 42. 多様な形態による家庭教育事業の実施 43. PTA 活動への支援 44. 保護者の学校行事等への参加促進	33	
45. ライフステージにあわせた読書活動の支援 46. 図書館サービスの充実（区民にやさしい知の拠点）〔実〕 47. 新中央図書館等の建設（旧戸山中学校の活用）〔実〕 48. 地域図書館の整備（落合地域）〔実〕	35	
49. 子ども読書活動の推進〔実〕 50. 絵本でふれあう子育て支援事業〔実〕	36	
51. 安全教育の推進 52. 情報モラル教育の推進 53. 学校安全対策の充実 54. 学校防災対策の充実	37	
55. 時代の変化に応じた学校づくりの推進〔実〕	40	
56. 特色ある教育活動の推進〔実〕 57. 教育課題研究校の指定〔実〕 58. 学校経営力の向上 37. 学校評価の充実〔実〕【再掲】 59. 学校事務の効率化 60. 学校表彰制度の推進 61. 学校選択制度の運営と検証	41	
62. OJT の充実 63. 学校支援アドバイザーの派遣〔実〕 64. 経験と職層に応じた研修の充実	44	
65. ICT を活用した教育環境の充実〔実〕	45	
66. いじめ防止対策の推進 67. 児童・生徒の不登校対策〔実〕 23. スクールカウンセラーの派遣【再掲】 68. 教育相談体制の充実	46	
69. 特別支援教育の充実〔実〕 70. 巡回指導・相談体制の充実〔実〕	48	
71. 日本語サポート指導〔実〕 72. 外国籍等の子どもや保護者への教育支援等	50	
73. 学校施設の改善〔実〕 74. エコスクールの整備推進〔実〕	51	

柱 1 子ども一人ひとりの「生きる力」をはぐくむ質の高い学校教育の実現

課題 1 確かな学力の向上

基本施策 1 子ども一人ひとりの学びの保証

子ども一人ひとりの学習の理解状況を的確に把握し、学校全体で子どもの状況に応じた対策を推進できるよう必要な支援体制づくりを行います。

① 学力調査を活用した個々の学力の向上

国や都の学力調査に加え、新たに小学2年生から中学3年生を対象とした新宿区独自の学力調査を実施します。区立学校の児童・生徒における教科のねらいや学習内容の定着状況を経年で把握・検証し、指導の改善に役立てることにより、児童・生徒一人ひとりの学力の向上を図ります。

各学校では、調査結果を分析し、教育課程や指導方法等を組織的に見直すとともに、学力向上のための重点プラン（*1）を作成し、指導の重点を明らかにしながら、授業等の工夫・改善を図ります。また、学力調査の個人票を面談等の機会に個別に返却し、学習上の成果や課題を伝えることにより、一人ひとりの学力の定着と向上につなげます。

27年度末の現況(予定)	28年度	29年度	2年後の目標
・新宿区学力調査及び全国・東京都の学力調査の実施 全区立小・中学校	・新宿区学力調査及び全国・東京都の学力調査の実施 全区立小・中学校	→	・学力調査の分析を活かした学力向上のための重点プランを作成・活用し、児童・生徒の個々の学力が向上している

<学力関連調査の比較>

実施主体		新宿区	東京都	文部科学省	
調査名		新宿区学力定着度調査	児童・生徒の学力向上を図るための調査	全国学力・学習状況調査	
対象児童・生徒	小学校	第2学年	○	—	
		第3学年	○	—	
		第4学年	○	—	
		第5学年	○	○	
		第6学年	○	—	○
	中学校	第1学年	○	—	—
		第2学年	○	○	—
		第3学年	○	—	○
実施回数		1回/年	1回/年	1回/年	
教科	小学校	国、算	国、算、社、理	国、算	
	中学校	国、数、社、理、英	国、数、社、理、英	国、数	

*1 学力向上のための重点プラン…児童・生徒の実態を踏まえ、確かな学力の育成に資するため、各学校の全教科における授業改善を図るとともに、評価したことを次の指導に活かすための計画

② 学校サポート体制の充実 <実行計画事業>

学校運営のさまざまな課題への対応を支援するため、全校に学習指導支援員（*2）を配置し、少人数指導、習熟度別指導など、子どもの実態に応じたきめ細かな指導を行います。

また、スクールスタッフ（*3）や学校ボランティア等の地域の人材を活用し、学校での取組みをサポートします。

27年度末の現況(予定)	28年度	29年度	2年後の目標
・児童・生徒・保護者アンケートに関する学校における授業の満足度 75%	・学習指導支援員の配置 58人	→	・児童・生徒・保護者アンケートに関する学校における授業の満足度 80%

③ 放課後等学習支援

授業だけでは学習内容の習得が十分でない児童・生徒や学習意欲・学習習慣に課題がある児童・生徒に対し、放課後等に一人ひとりの学習到達状況に応じたきめ細かな指導ができるよう、各小・中学校に学習支援員を配置し、基礎学力の定着を図ります。

また、学習習慣の定着が見られる児童・生徒には、家庭でも自ら進んで学習ができるよう、さらに学習意欲を高めるような言葉をかけたり、応用問題等の補助教材を活用して指導するなど、自学自習のための支援を行います。

27年度末の現況(予定)	28年度	29年度	2年後の目標
・放課後、土曜日、長期休業日等を活用し、各小・中学校で学習支援員による学習支援を実施	・小・中学校への学習支援員の配置による基礎学力の定着	→	・児童・生徒の学習到達状況に応じたきめ細かな指導により基礎学力が定着している
	・小・中学校への学習支援員の配置による自学自習のための支援	→	・学習習慣の定着が見られる児童・生徒が自ら進んで学習する習慣が定着している

④ 効果的にICTを活用した授業の推進

教員一人ひとりが学校に整備されたICT（情報通信技術）機器を効果的に活用し、子どもの興味・関心を高める授業や子どもの理解度に応じた繰り返し学習を行うなど、授業の質の向上を図り、より分かりやすく、学習効果の高い授業を展開します。

また、教員がICT機器をより発展的に使いこなすことができるよう、教員に対する研修内容の充実に努めるとともに、優れた教材や授業におけるICT機器の活用事例等の共有を図ります。

- *2 学習指導支援員…学校運営におけるさまざまな課題への対応を支援し、子どもの実態に応じたきめ細かな指導を行うために、区費で各学校に配置する非常勤講師。平成24年度に確かな学力推進員から学習指導支援員へ名称変更
- *3 スクールスタッフ…授業支援やクラブ・部活動支援等を行うための有償ボランティア。各学校に必要な人材を地域から受け入れている。

基本施策2 変化の激しい時代を生きる力の育成

子どもの思考力・判断力・表現力等を育成する習得・活用・探究型の学習指導（＊４）を実践するとともに、それらの力の基盤となる言語・体験活動を充実します。（言語・体験活動の充実は、課題３（P.23）で詳述します。）

また、異なる文化との共存や国際協力の必要性、環境問題やエネルギー問題といった地球規模での課題解決のための科学技術系の人材育成が求められていることに対応し、外国語教育や理数教育の充実を図ります。

⑤ 習得・活用・探究型の学習指導の充実

確かな学力を育成するためには、基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得させることや、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等を育成することが重要です。また、そのためには各教科等において、言語活動の充実とともに知識・技能の活用を図る学習活動が展開される必要があります。

こうした習得・活用・探究型の学習指導の充実のため、教育課題研究校（＊５）を指定し、言語活動の充実を重視した授業の実践について研究します。また、公開授業等により全教職員に対して広くその成果を発表し、意義を共有することにより、区立学校の授業改善を推進します。

⑥ 外国人英語教育指導員の配置

小・中学校を通じた英語教育の充実を図るため、外国人英語教育指導員（＊６）を全小・中学校に配置し、小学校の外国語活動（英語）及び中学校の外国語教育（英語）を充実します。あわせて、小学１年生から４年生までの国際理解教育において、英語を用いてコミュニケーションを図る楽しさを体験できるよう、外国人英語教育指導員を配置し、英語活動の充実を図ります。なお、小学校については、元中学校英語科教員など英語に堪能な地域人材の活用として小学校外国語活動アドバイザーを派遣し、教員に対する外国人英語教育指導員を活用した効果的な学習についての指導・助言により、英語活動を支援します。

27年度末の現況(予定)	28年度	29年度	2年後の目標
・外国人英語教育指導員 配置(1日6時間) 小学校・特別支援学校 43日/年 中学校 145日/年 ・小学校外国語活動アドバイザーの派遣 小学校 29校	・外国人英語教育指導員 配置(1日6時間) 小学校・特別支援学校 43日/年 中学校 145日/年 ・小学校外国語活動アドバイザーの派遣 小学校 29校		・外国人英語教育指導員による活動・教育が定着し、児童・生徒の英語学習環境の充実が図られている

＊４ 習得・活用・探究型の学習指導…学習指導要領の改訂の基本方針の一つに示された内容。各教科において基礎的・基本的な知識・技能の習得、観察・実験やレポートの作成など知識・技能の活用を図る学習、さらに総合的な学習の時間を中心として行われる横断的・総合的な課題について探究活動を行う学習のこと。

＊５ 教育課題研究校…区の教育課題に対応するため、教育委員会とともに２年間の調査研究・実践研究を行う、教育委員会から指定を受けた研究校

＊６ 外国人英語教育指導員…外国語（英語）教育において、子どもたちがネイティブ・スピーカーによる英語に触れたり、文化の交流等国際理解を深めたりする機会を増やすために派遣する外国語指導助手（ALT: Assistant Language Teacher）の新宿区における呼称

課題2 豊かな心と健やかな体づくり

基本施策4 豊かな人間性と社会性をはぐくむ教育の充実

人とのかかわりや自然とのふれあいを通して、生命や自然を大切にする心をはぐくむ教育や、平和に関する教育を推進します。また、さまざまな教育活動を通じて子ども一人ひとりに自信をもたせるとともに、子どもが自分自身を肯定的に受け止め、良い面を見い出すことができる心をはぐくみます。

地域や保護者と連携して、学校全体で取り組む道徳教育の充実、「法教育」「租税教育」「主権者教育」等の推進、職場体験や異学年交流など社会性をはぐくむ学びの機会を充実します。

⑩ 人権教育の推進

子どもたちが人権尊重の理念を正しく理解するとともに、思いやりの心や社会生活の基本的なルールを身に付け、社会に貢献しようとする精神をはぐくむことが求められています。そのため、人権教育を充実するとともに、豊かな人間性や社会性を育成するための取組みを推進します。区の人権尊重教育推進校を指定し、学校において人権教育を効果的に展開するための取組みについて研究し、その成果を区立学校で共有します。

⑪ 道徳教育の充実

道徳の時間を中心に、学校の教育活動全体を通して道徳教育を展開し、発達段階に即した指導内容の重点化や体験活動の充実を図るとともに、道徳教育推進教師（*10）を中心に全教員が協力して道徳教育を行う体制を推進します。

また、道徳教育に関する教員研修会や、道徳授業地区公開講座（*11）を実施するとともに、引き続き「いのちの教育」（*12）に取り組めます。

さらに、学習指導の工夫・改善及び「特別の教科 道徳」の実施に向けて、教育課題研究校を指定して実践的な研究を行い、その成果を広く共有することにより、各学校の道徳教育の充実を図ります。

⑫ 障害者理解教育の推進 <実行計画事業>

児童・生徒が障害への理解や障害者との共生について学べる機会として、28年度は推進校にパラリンピック日本代表（元代表を含む）等を講師として招き、ブラインドサッカーをはじめ障害者スポーツ体験事業を実施します。また、障害者スポーツ体験のほか、選手の講話や選手との交流を通じて、児童・生徒の障害への理解を深める機会をつくります。

なお、29年度には全校で障害者スポーツ体験事業を実施します。

27年度末の現況(予定)	28年度	29年度	2年後の目標
・各校における障害者理解教育の実施	・ブラインドサッカーの実施(小学校 8 校、中学校 2 校) ・推進校による障害者スポーツ体験事業の実施(上記 10 校及び特別支援学校 1 校)	・障害者スポーツ体験事業の実施(小学校 29 校、中学校 10 校、特別支援学校 1 校)	・児童・生徒のアンケートで、障害者理解が深まったと回答した割合 80%

*10 道徳教育推進教師…各学校に置く、道徳教育の推進を主に担当する教員

*11 道徳授業地区公開講座…学校、家庭及び地域社会が連携して子どもたちの豊かな心をはぐくむとともに、小・中学校における道徳教育の充実を図ることを目的として全校で実施する公開講座

*12 いのちの教育…生命を尊重する心をはぐくむ教育活動

⑬ 「法教育」等の推進

児童・生徒の発達段階に応じて各学校の年間指導計画に位置付け、法の基礎にある理念や原則を学ぶ「法教育」や納税のしくみを学ぶ「租税教育」をはじめ、「年金教育」、「金銭・金融教育」、「消費者教育」、「主権者教育」等を、関係機関と連携を図りながら進め、実社会につながる学習内容の充実を図ります。

⑭ キャリア教育の推進

一人ひとりの子どもが社会の一員であることを認識するとともに、自己の個性を理解し、社会的・職業的自立に必要な能力や態度を身に付けられるよう、発達段階に応じたキャリア教育を行います。

小学校では、各教科や校内活動、地域社会とかかわる活動などを通じ、働くことの意義や、自分が「できること」「意義を感じることを理解し行動することなどを学習します。

中学校では、各教科・活動を通じて、社会における自らの役割や将来の生き方・働き方等について考えさせるとともに、目標を立てて計画的に取り組む態度の育成を図ります。

また、小学生による職場訪問や中学2年生の「職場体験」(事前・事後指導を含む5日間)については、受入れ事業所の協力を得て効果的な学習となるよう、体験内容を充実します。

⑮ 幼児・児童・生徒間等の交流活動の充実

友人との良好な関係や集団への積極的なかかわりを生み出すために必要な資質や能力を育成するため、幼稚園・保育園・子ども園の幼児と小学校の児童との交流や異学年交流、特別な支援を必要とする児童・生徒との交流及び共同学習、生徒会役員交流会などの活動を充実します。

⑯ 児童会・生徒会活動の充実

児童・生徒相互の人間関係を深めるために、特別活動や学校行事等における話し合い活動、児童会・生徒会活動における自主的な活動を、学校教育に意図的・計画的に位置付けます。また、生徒会活動については、毎年、中学校生徒会役員交流会を実施し、その際の発表内容を交流会誌にまとめ、全中学校生徒へ配付することにより、それぞれの学校における生徒会活動の充実を図ります。

⑰ 国際理解教育及び英語教育の推進 <実行計画事業>

児童・生徒が国際社会や異文化への理解を深めるとともに、多様な文化を尊重できる態度をはぐくむため、留学生や地域の外国人等との交流を通じて外国の文化に親しむ機会を設定するなど、グローバルな関心をはぐくむ教育活動を支援し、国際理解教育を推進します。これにより、国際理解が国際親善や世界平和に重要な役割を果たしているとの認識に立ち、自ら進んで平和な社会の実現に貢献できる児童・生徒を育成していきます。

また、新宿区は人口の約1割を外国人住民が占めるほか、2020年東京オリンピック・パラリンピックのメインスタジアムを擁するまちであり、世界中で広く使われている英語でのコミュニケーションが必要となる機会が増えています。これまで以上に英語教育の重要性が高まっていることから、希望者を対象に、英語だけの環境に身を置く2泊3日の英語キャンプを実施します。英語キャンプでは、実生活の中で英語を使ったり、ゲームやクイズ等を英語で行ったりするなどして英語の基本的な表現を身に付けさせるとともに、道案内や情報提供の仕方等のプログラムを実施します。自分の意図したことが通じる喜びを味わうことで、自ら進んでコミュニケーションを取ろうとする態度をはぐくみます。

27年度末の現況(予定)	28年度	29年度	2年後の目標
・各校における国際理解教育の実施	・英語キャンプの実施(小学校) ・英語キャンプの実施(中学校)	→	・英語を用いたコミュニケーションの楽しさを実感したと回答した割合 90%

⑩ 伝統文化理解教育の推進 <実行計画事業>

学校における自国の伝統文化教育を充実させるとともに、児童・生徒が郷土新宿に愛着をもち、伝統文化の継承や地域の発展に寄与したいと思う気持ちをはぐくむため、日本の伝統文化の体験教室等に講師を派遣するなど、運営の支援を行います。

また、新宿ものづくりマイスター体験講座を実施し、新宿区に伝わる伝統や文化を学ぶきっかけづくりを行います。

27年度末の現況(予定)	28年度	29年度	2年後の目標
・各校における伝統文化理解教育の実施	・伝統文化体験教室(小学校 29 校) ・新宿ものづくりマイスター体験講座(中学校 推進校 2 校) ・和楽器体験(中学校 10 校)	—————→ ・新宿ものづくりマイスター体験講座(中学校 10 校) —————→	・児童・生徒のアンケートで、日本の伝統文化の素晴らしさを実感したと回答した割合 80%

基本施策5 基礎体力の向上と健康な体づくり

子どもの心と体の健やかな成長を図るため、家庭・地域・学校が連携し、基礎体力の向上、生活習慣の改善や心の健康保持の取組みを充実します。

⑪ 体育指導者等の確保

子どもの個性や能力に応じた体力の向上を図るため、体育の苦手な子どものための指導や、小学校のクラブ活動、中学校の部活動の指導ができる人材を確保するほか、区内の体育協会会員やスポーツ推進委員、さらには新宿未来創造財団の人材バンク登録者等を活用して、指導技術のある指導者を確保します。

⑳ スポーツへの関心と体力の向上 <実行計画事業>

運動の日常化を図りながら、記録向上に挑戦する「スポーツギネス新宿」(*13)を全小学校で実施し、各小学校の実態に応じた体力向上の取組みを充実します。

中学校では、ダブルダッチ(*14)を中学校における「スポーツギネス新宿」に位置付け、講師の派遣やダブルダッチコンテストの開催等により、スポーツへの関心と体力の底上げを図ります。

また、幼稚園から中学校までの子どもの体力の現状を把握・分析し、より一層効果的な体力づくりを推進するため、東京都が実施している全小・中学校を対象とした体力テストに加えて、幼稚園においても、区独自に体力テストを実施します。

27年度末の現況(予定)	28年度	29年度	2年後の目標
・全国体力・運動能力、運動習慣等調査で、中学校卒業後、自主的に運動したいと回答した割合 63%	・小学校スポーツギネス新宿の実施 29校 ・中学校スポーツギネス新宿の導入 10校	→ ・中学校スポーツギネス新宿の実施 10校	・全国体力・運動能力、運動習慣等調査で、中学校卒業後、自主的に運動したいと回答した割合 70%
・東京都の体力テスト実施 全区立小・中学校	・東京都の体力テスト実施 全区立小・中学校	→	・子どもの体力の分析を通じて、より効果的な体力づくりが推進されている
・新宿区幼児期体力・運動能力等調査の実施 全区立幼稚園	・新宿区幼児期体力・運動能力等調査の実施 全区立幼稚園	→	

㉑ 食育の推進 <実行計画事業>

学校における食の教育を充実させるため、教員・栄養職員の中に食育推進リーダー(*15)を育成し、食育推進のための校内指導体制を整備します。

また、学校独自の食育活動として、朝食メニューコンテストにより子どもが自ら献立を考え、食材への理解を深めながら健康的な食習慣を身に付けたり、内藤かぼちゃや鳴子うり等の伝統野菜の栽培・調理等を通じて、地域の名産品や食にかかわる歴史等を学ぶなど、多様な食育活動を支援していきます。

27年度末の現況(予定)	28年度	29年度	2年後の目標
・食事を好き嫌いなく食べる子どもの割合 72.5%	・食育推進リーダーの育成 ・食に関する指導資料の作成	} →	・食事を好き嫌いなく食べる子どもの割合 73%

*13 スポーツギネス新宿…さまざまな運動の経験と記録向上への挑戦を通して、運動の楽しさを味わわせ、運動の日常化と体力の向上を図る区の取組み

*14 ダブルダッチ…2本の縄を使って跳ぶ縄跳び。縄を回す2人が右手と左手の縄を半周ずつずらして内側に回し、1人以上の跳び手がさまざまな姿勢で跳ぶもの。

*15 食育推進リーダー…各学校に置く、食の教育推進の中核を担う教職員

⑳ 子どもの生活習慣病の予防

子どもたちに適切な食や運動の習慣を身に付けさせるため、小児生活習慣病予防健診を実施し、小児生活習慣病を早期に発見し、栄養指導・運動指導等の早期対策を講じます。

27年度末の現況(予定)	28年度	29年度	2年後の目標
・小児生活習慣病予防健診 小学4年生から 中学3年生まで (希望者) ・栄養指導・運動指導の実施	・小児生活習慣病予防健診 小学4年生から 中学3年生まで (希望者) ・栄養指導・運動指導の実施		・小児生活習慣病予防健診の受診により早期対策が講じられ、対象児童・生徒に適切な食や運動の習慣が身に付いている

㉑ スクールカウンセラーの派遣

全小・中学校に、臨床心理士または臨床発達心理士の資格を有するスクールカウンセラー(*16)を派遣して、児童・生徒や保護者を対象にカウンセリング等を行い、児童・生徒の心の健康保持に努めます。

また、児童・生徒の学校生活における悩みや不安に対して組織的に対応するため、hyper-QU(より良い学校生活と友達づくりのためのアンケート)(*17)の結果や、観察・面談等で得られた情報をスクールカウンセラーと管理職・教育相談担当者などが十分に共有・連携することにより、教育相談体制を充実するとともに、支援が必要な児童・生徒への迅速な対応につなげます。

さらに、スクールカウンセラー連絡会、教育相談担当者全体会を実施し、情報交換の機会を確保することにより、さらなる連携を図ります。

27年度末の現況(予定)	28年度	29年度	2年後の目標
・全小・中学校に週1～2日程度派遣 (区費)18人	・全小・中学校に週1～2日程度派遣 (区費)18人		・児童・生徒一人ひとりの状況に応じた的確な指導が行われている

*16 スクールカウンセラー…不登校をはじめ、子どもや保護者等からのさまざまな相談に応じるため、区費または都費により各学校に配置する心理士等

*17 hyper-QU(より良い学校生活と友達づくりのためのアンケート)…児童・生徒個々の学級生活における満足感や学校生活における意欲及び学級集団の状態を測定するため、小学校4年生から中学校3年生までを対象に年2回実施するアンケート

基本施策6 東京オリンピック・パラリンピックを契機とした教育の推進

2020年東京オリンピック・パラリンピックを契機として、国際理解教育や英語によるコミュニケーション能力を育成する機会を一層充実するとともに、自国の伝統文化に対する理解を深め、グローバル社会を生きる子どもたちの国際感覚を養います。

また、障害者に対する理解と思いやりの心をはぐくむとともに、スポーツへの関心を高め、子どもたちの体力の底上げを図りつつ、スポーツへの主体的な参画を促します。

これらの取組みにより、次代を担う子どもたちに求められる資質・能力等を育成します。

⑪ 国際理解教育及び英語教育の推進【再掲】(P.17参照) <実行計画事業>

児童・生徒が国際社会や異文化への理解を深めるとともに、多様な文化を尊重できる態度をはぐくむため、留学生や地域の外国人等との交流を通じて外国の文化に親しむ機会を設定するなど、グローバルな関心をはぐくむ教育活動を支援し、国際理解教育を推進します。これにより、国際理解が国際親善や世界平和に重要な役割を果たしているとの認識に立ち、自ら進んで平和な社会の実現に貢献できる児童・生徒を育成していきます。

また、新宿区は人口の約1割を外国人住民が占めるほか、2020年東京オリンピック・パラリンピックのメインスタジアムを擁するまちであり、世界中で広く使われている英語でのコミュニケーションが必要となる機会が増えています。これまで以上に英語教育の重要性が高まっていることから、希望者を対象に、英語だけの環境に身を置く2泊3日の英語キャンプを実施します。英語キャンプでは、実生活の中で英語を使ったり、ゲームやクイズ等を英語で行ったりするなどして英語の基本的な表現を身に付けさせるとともに、道案内や情報提供の仕方等のプログラムを実施します。自分の意図したことが通じる喜びを味わうことで、自ら進んでコミュニケーションを取ろうとする態度をはぐくみます。

27年度末の現況(予定)	28年度	29年度	2年後の目標
・各校における国際理解教育の実施	・英語キャンプの実施(小学校) ・英語キャンプの実施(中学校)	}	・英語を用いたコミュニケーションの楽しさを実感したと回答した割合 90%

⑫ 伝統文化理解教育の推進【再掲】(P.18参照) <実行計画事業>

学校における自国の伝統文化教育を充実させるとともに、児童・生徒が郷土新宿に愛着をもち、伝統文化の継承や地域の発展に寄与したいと思う気持ちをはぐくむため、日本の伝統文化の体験教室等に講師を派遣するなど、運営の支援を行います。

また、新宿ものづくりマイスター体験講座を実施し、新宿区に伝わる伝統や文化を学ぶきっかけづくりを行います。

27年度末の現況(予定)	28年度	29年度	2年後の目標
・各校における伝統文化理解教育の実施	・伝統文化体験教室(小学校29校) ・新宿ものづくりマイスター体験講座(中学校 推進校2校) ・和楽器体験(中学校10校)	・新宿ものづくりマイスター体験講座(中学校10校)	・児童・生徒のアンケートで、日本の伝統文化の素晴らしさを実感したと回答した割合 80%

⑫ 障害者理解教育の推進【再掲】(P. 16 参照) <実行計画事業>

児童・生徒が障害への理解や障害者との共生について学べる機会として、28年度は推進校にパラリンピック日本代表(元代表を含む)等を講師として招き、ブラインドサッカーをはじめ障害者スポーツ体験事業を実施します。また、障害者スポーツ体験のほか、選手の講話や選手との交流を通じて、児童・生徒の障害への理解を深める機会をつくります。

なお、29年度には全校で障害者スポーツ体験事業を実施します。

27年度末の現況(予定)	28年度	29年度	2年後の目標
・各校における障害者理解教育の実施	・ブラインドサッカーの実施(小学校8校、中学校2校) ・推進校による障害者スポーツ体験事業の実施(上記10校及び特別支援学校1校)	・障害者スポーツ体験事業の実施(小学校29校、中学校10校、特別支援学校1校)	・児童・生徒のアンケートで、障害者理解が深まったと回答した割合 80%

⑳ スポーツへの関心と体力の向上【再掲】(P. 19 参照) <実行計画事業>

運動の日常化を図りながら、記録向上に挑戦する「スポーツギネス新宿」を全小学校で実施し、各小学校の実態に応じた体力向上の取組みを充実します。

中学校では、ダブルダッチを中学校における「スポーツギネス新宿」に位置付け、講師の派遣やダブルダッチコンテストの開催等により、スポーツへの関心と体力の底上げを図ります。

また、幼稚園から中学校までの子どもの体力の現状を把握・分析し、より一層効果的な体力づくりを推進するため、東京都が実施している全小・中学校を対象とした体力テストに加えて、幼稚園においても、区独自に体力テストを実施します。

27年度末の現況(予定)	28年度	29年度	2年後の目標
・全国体力・運動能力、運動習慣等調査で、中学校卒業後、自主的に運動したいと回答した割合 63%	・小学校スポーツギネス新宿の実施 29校 ・中学校スポーツギネス新宿の導入 10校	→ ・中学校スポーツギネス新宿の実施 10校	・全国体力・運動能力、運動習慣等調査で、中学校卒業後、自主的に運動したいと回答した割合 70%
・東京都の体力テスト実施 全区立小・中学校	・東京都の体力テスト実施 全区立小・中学校	→	
・新宿区幼児期体力・運動能力等調査の実施 全区立幼稚園	・新宿区幼児期体力・運動能力等調査の実施 全区立幼稚園	→	・子どもの体力の分析を通じて、より効果的な体力づくりが推進されている

課題3 言語・体験活動の充実

基本施策7 言語力、伝え合う力の育成

確かな学力を育成するために重要な、調べ学習、記録や説明、討論などの言語活動を重視した指導を行うとともに、体験活動を通じて、見たこと、感じたことを表現することで、「伝え合う力」を育成します。

㊸ 言語活動の充実

国語科のほか各教科等において言語活動を充実した指導を推進し、自ら学び、主体的に判断し、よりよく問題解決ができる子どもを育成します。また、学習指導の工夫・改善に活かすため、教育課題研究校の実践内容やその成果を共有し、各学校の授業改善を推進します。

基本施策8 実体験から学ぶ取組みの推進

教育活動全体を通して、指導方法を工夫し、体験的な活動を取り入れます。移動教室や夏季施設における自然体験活動、社会奉仕体験、環境学習、安全教育など、体験的・問題解決的な学習を積極的に取り入れ、子どもたちの実践的な態度・能力の育成を図ります。

㊹ 体験的な活動の充実

人やものと実際にふれあったり、実社会とじかにかかわる体験を通して、子どもの豊かな人間性や社会性、自ら学び自ら考える力など、生きる力の基盤をはぐくみます。職場体験、社会奉仕体験、交流体験、文化体験等のさまざまな体験活動を各学校で教育課程に位置付け、計画的に推進します。

また、小学校における「音楽の集い」や中学校における生徒演奏発表会、英語学芸発表会等、保護者や地域の方に向けた発表の機会を支援するとともに、効果的な体験活動を行えるよう、各学校の良い事例を共有し、工夫・改善につなげます。

②⑥ 移動教室等における自然体験活動の実施

児童・生徒の情操の育成、心身の鍛錬、集団生活体験による社会性の育成等を目的として、移動教室等での自然や文化等に親しむ体験活動を実施します。

小学校の移動教室では、日光・館山・伊那等で地域の特性を活かした生活や文化、社会活動を中心とした活動を行い、中学校及び小・中学校特別支援合同移動教室では女神湖高原学園を活用した自然体験を中心とした活動を実施します。

また、夏季休業中の自然体験活動（夏季施設）として、希望者（主に5年生）を対象に、女神湖高原学園でハイキングや飯ごう炊さんなどの野外活動等を行います。

27年度末の現況(予定)	28年度	29年度	2年後の目標
<ul style="list-style-type: none"> ・小学校移動教室の実施 (日光 13 校・館山 10 校・伊那 6 校) ・中学校移動教室の実施 (女神湖高原学園 10 校) ・小学校特別支援合同移動教室 (女神湖高原学園) ・中学校特別支援合同移動教室 (女神湖高原学園) ・小学校夏季施設の実施 (西湖キャンプ場 15 校・女神湖高原学園 14 校) 	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校移動教室の実施 (29 校) ・中学校移動教室の実施 (10 校) ・小・中学校特別支援合同移動教室の実施 ・小学校夏季施設の実施 (女神湖高原学園 29 校) 		<ul style="list-style-type: none"> ・児童・生徒の自然体験、集団生活体験活動等により、情操や社会性がはぐくまれる機会が充実している

②⑦ 環境教育の推進 <実行計画事業>

身近な自然の中での体験活動や学校施設を活用した環境学習などを通して、子ども一人ひとりの環境に配慮した実践的な態度・能力の育成を目指すとともに、環境学習発表会を実施し、学校での環境学習の優れた取組みを広く発信していきます。

27年度末の現況(予定)	28年度	29年度	2年後の目標
<ul style="list-style-type: none"> ・環境学習発表会の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境学習発表会(児童・生徒) 		<ul style="list-style-type: none"> ・環境学習発表会における環境問題や環境教育の理解・関心度 70%

基本施策 9 読書に親しむ環境の整備

朝読書や読書感想文等の取組みを充実することにより、本に親しむ機会を増やすとともに、学校図書館を活用した学習機会を充実します。

⑳ 学校図書館の充実 <実行計画事業>

子どもの読書活動を推進するとともに、学校図書館を調べ学習等の教育活動に一層活用するため、司書等の資格を有する学校図書館支援員（*18）を全校（2校に1人）に配置し、学校図書館の計画的な購入、児童・生徒の年齢や発達、興味関心に応じた読書案内やレファレンス（*19）、区立図書館との連携等を行い、読書活動の充実を図ります。

また、放課後等に学校図書館等で図書検索やインターネットを活用した調べ学習ができる環境を整えます。

27年度末の現況(予定)	28年度	29年度	2年後の目標
・学校図書館の活用度 56.5% ・学校図書館等で薦められた図書の読書率 36.8% (27年3月現在)	・学校図書館支援員の全校配置 ・学校図書館の計画的な更新(対図書標準数7%以上)	・学校図書館支援員の配置時間の延長(モデル実施 小学校5校)	・学校図書館の活用度 60.9% ・学校図書館等で薦められた図書の読書率 43.8%

㉑ 朝読書の推進

区立図書館等と連携し、団体貸出や朝読書セットの利用を推進するなど、各学校における朝読書の内容の充実を図ります。また、読書感想文の取組みを進めるとともに、読書感想文集作成等により発表の機会を設定するなど、より読書に親しむ機会を充実します。

27年度末の現況(予定)	28年度	29年度	2年後の目標
・全小・中学校における朝読書の実施 実施率100% ・読書感想文集の作成、読書感想文集を活用した指導	・公共図書館との連携等による朝読書の充実と質的な向上 ・読書感想文集の作成、読書感想文集を活用した指導の充実		・各学校における、朝読書等の取組みにより、児童・生徒の主体的な読書活動が充実している

●基本施策17「読書がはぐくむ豊かなライフステージづくり」及び基本施策18「子ども読書活動の推進」についてはP.35～36に掲載しています。

*18 学校図書館支援員…司書教諭や司書の資格を有する学校図書館スタッフ
*19 レファレンス…必要な資料や情報を必要な人に的確に案内するサービス

課題4 就学前教育の充実

基本施策10 保育・幼児教育環境の整備

幼児期における就学前教育は、子どものその後の成長や学びに大きく影響を与える重要なものであり、また、幼稚園・保育園・子ども園等は、公・私立を問わず、就学前の幼児教育と子育て支援を両立させる重要な役割を担っています。

新宿区では、幼児教育・保育を取り巻く近年の社会情勢や区民ニーズ等を踏まえて平成27年度に策定した「区立幼稚園のあり方の見直し方針」に基づき、区立幼稚園を適切に運営していくとともに、私立幼稚園とより一層の連携を図ることにより、保護者の選択の幅を広げていきます。

⑩ 公私立幼稚園における幼児教育等の推進 <実行計画事業>

新宿区次世代育成支援に関する調査(26年3月)の結果から明らかになった幼稚園における3年保育や預かり保育の需要に対して、公私立幼稚園が緊密な連携のもとに対応していくことが重要です。

区立幼稚園では3歳児学級の新設や定員を増やすとともに、地域バランス等を踏まえて預かり保育を実施します。また、さまざまな幼稚園ニーズへの対応や質の高い幼児教育等を提供していくために、私立幼稚園への支援を行います。

27年度末の現況(予定)	28年度	29年度	2年後の目標
<ul style="list-style-type: none"> 区内公私立幼稚園における3歳児保育確保数 513人 区内公私立幼稚園における預かり保育確保数 46,000人 	<ul style="list-style-type: none"> 区立幼稚園3歳児学級の定員増 3人/園 区立幼稚園3歳児学級の新設 3園(津久戸、早稲田、余丁町) 区立幼稚園預かり保育の実施 4園(市谷、鶴巻、花園、西戸山) 私立幼稚園に対する補助 私立幼稚園保護者に対する補助 		<ul style="list-style-type: none"> 区内公私立幼稚園における3歳児保育確保数 606人 区内公私立幼稚園における預かり保育確保数 60,000人

基本施策 11 保育・幼児教育内容と子育て支援機能の充実

幼稚園教諭と保育士が、交流保育や合同研修を通じて相互理解を深めるとともに、互いの保育内容の一層の充実を図ります。また、未就園児の親子への遊び場開放や子育て相談など、幼稚園における子育て支援機能を充実します。

⑳ 就学前教育合同研修等の充実

幼稚園・保育園・子ども園の職員同士が合同研修や交流保育を通じて実践的な事例や情報の共有化を図ることにより、相互理解を深め、意識を高めることで、それぞれの園がより良い就学前教育の場となるように、取組みを充実します。

27年度末の現況(予定)	28年度	29年度	2年後の目標
・就学前教育合同研修会の開催 年間 8 回	・就学前教育合同研修会の開催 年間 8 回	→	・幼稚園・保育園・子ども園の職員同士が子育てに関する理論と実践を共有し、相互理解が深まっている

㉑ 幼稚園子育て支援事業の実施

区立幼稚園では、子ども家庭支援センターや児童館、子ども総合センター等多くの施設と連携し、地域の子育て支援のニーズを踏まえながら、未就園児の親子への遊び場開放や子育て相談などの子育て支援事業を実施します。また、西戸山幼稚園では「つどいのへや」で週 4 日間、子育て支援事業を行います。

課題5 連携教育の推進

基本施策 12 幼児期の教育と小学校教育との連携

学校生活への円滑な適応のため、連携・接続カリキュラム（*20）づくりや指導方法の改善を行います。

また、小学校の学校公開週間に幼稚園・保育園・子ども園及び小学校の合同会議を開催し、連携や交流による相互理解を図ります。

③ 連携・接続カリキュラムづくりや指導方法の改善

小学校入門期の児童の学校生活への適応や学習習慣の確立を図るとともに、就学前教育と義務教育の円滑な接続を推進するため、平成26年度に作成した連携・接続カリキュラムを基に、指導方法の改善を行います。

幼稚園及び小学校は、発達や学びの連続性を考慮し、「学びの芽生え」「人とのかかわり」「生活習慣・運動」の3つの視点で幼児期の教育と小学校教育のなめらかな接続を図ります。また、児童が園児に対して絵本を読み聞かせたり、小学校で給食を一緒に食べたりするなどの子ども同士の交流活動を充実させ、幼稚園及び小学校の日常的な連携を一層推進していきます。

27年度末の現況(予定)	28年度	29年度	2年後の目標
・連携・接続カリキュラムの活用	・連携・接続カリキュラムの活用	→	・幼稚園・保育園・子ども園と小学校とのなめらかな連携・接続が一層充実している

④ 保・幼・小合同会議の実施

全小学校の学校公開時に、保育・幼児教育施設の関係者が卒園した新入生の授業の様子を参観し、教員との意見交換等を行う合同会議を通じて、子どもの実態や指導のあり方の相互理解を深めます。

*20 連携・接続カリキュラム…幼児期や小学校入門期のそれぞれの時期の教育を充実させることや、幼児期の教育と小学校教育とを円滑に接続するために、子ども同士の交流や教職員間の連携の充実を目的として作成されたカリキュラム

基本施策 13 小中連携教育の推進

小学校と中学校が連携することで、9年間の義務教育期間における子どもの発達と学びの連続性を踏まえた学習指導や生活指導の工夫・改善を図ります。

⑮ 小中連携教育の推進

これまでに作成した「小中連携カリキュラム（英語、理科、算数・数学）」等の活用による学習指導の連携や、児童・生徒の生活指導における連携を進めるとともに、小・中学校の教員による情報交換や授業参観の機会を増やし、相互理解を深めます。

また、小中連携教育推進委員会（*21）を中心に、中学校ごとに、ブロックを構成する2～4校の小学校と効果的な連携についての調査・研究を進めます。

27年度末の現況(予定)	28年度	29年度	2年後の目標
<ul style="list-style-type: none"> ・小中連携カリキュラムの活用 ・小中連携教育推進委員会の設置 ・学習指導面と生活指導面における小・中学校の連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・小中連携カリキュラムの活用 ・小中連携教育推進委員会の設置 ・学習指導面と生活指導面における小・中学校の連携 		<ul style="list-style-type: none"> ・小・中学校間の円滑な接続が図られている ・小・中学校の教員による情報の交換や授業参観の機会が増え、相互理解が深まっている

*21 小中連携教育（小中連携教育推進委員会）…小・中学校間における交流や情報交換を通じて、小学校教育から中学校教育への円滑な接続を目指すさまざまな教育活動（小中連携教育を推進するため、小・中学校の教職員、教育委員会事務局職員で組織する委員会）

柱 2 新宿のまちに学び、家庭や地域とともにすすめる教育の実現

課題 6 地域との連携による教育の推進

基本施策 14 地域が参画する学校運営のしくみづくり

地域の住民や保護者が学校運営に参画するしくみとして地域協働学校（コミュニティ・スクール）（*22）の指定を行います。また、学校評価（*23）や学校評議員制度（*24）の活用を図る中で、地域の意見や要望、創意工夫を活かした学校づくりを進めます。

③⑥ 地域協働学校（コミュニティ・スクール）の推進 <実行計画事業>

地域の住民及び保護者等が学校の運営に参画することにより、地域の個性や特性等を活かしながら、地域に信頼され、支えられる、開かれた学校づくりを進めていきます。

そのため、これまでの地域協働学校の取組みを検証するとともに、その結果を踏まえて、地域協働学校の指定校を順次増やしていきます。

なお、指定にあたっては、最初の1年間は準備校とすることで、翌年からの円滑な導入を図ります。

また、各指定校・準備校の学校運営協議会委員等を対象とした研修会の開催等、各校の活動状況についての情報交換の機会を設けることで、さらなる活性化を図ります。

27年度末の現況(予定)	28年度	29年度	2年後の目標
・地域協働学校指定校 小学校 14 校 中学校 4 校 ・準備校指定 小学校 8 校 中学校 3 校	・地域協働学校指定 小学校 8 校 中学校 3 校 ・準備校指定 小学校 7 校 中学校 3 校	・地域協働学校指定 小学校 7 校 中学校 3 校	・地域協働学校指定校 全小・中学校

※27年度末の指定状況は以下のとおり。

【地域協働学校指定校】

<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">小学校</div> 14校	江戸川小学校・市谷小学校・愛日小学校・早稲田小学校・牛込仲之小学校・余丁町小学校・四谷小学校・四谷第六小学校・花園小学校・戸山小学校・戸塚第一小学校・落合第三小学校・淀橋第四小学校・柏木小学校
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">中学校</div> 4校	牛込第一中学校・牛込第三中学校・四谷中学校・落合中学校

【準備校】

<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">小学校</div> 8校	津久戸小学校・鶴巻小学校・大久保小学校・戸塚第三小学校・落合第四小学校・落合第六小学校・西新宿小学校・西戸山小学校
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">中学校</div> 3校	西早稲田中学校・西新宿中学校・新宿西戸山中学校

*22 地域協働学校（コミュニティ・スクール）…地域住民・保護者・教職員等で組織した地域協働学校運営協議会が、学校運営に関する事項について協議し校長等に意見を述べるとともに、学校の運営状況について評価を行うほか、地域住民の参画を具体的に進めるために、さまざまな支援部を協議会内に設置し、学校運営や教育活動を支援するしくみ。新宿版のコミュニティ・スクールを「地域協働学校」と称する。

*23 学校評価…学校の自己評価に加え、保護者・地域住民等による学校関係者評価、学識経験者等による第三者評価を行い、学校運営の改善を図るしくみ

*24 学校評議員制度…学校が保護者や地域住民等の信頼に応え、家庭や地域と連携・協力し一体となって子どもたちの健やかな成長を図る観点から、より一層地域に開かれた学校づくりを推進していくためのしくみ

⑳ 学校評価の充実 <実行計画事業>

新宿区立学校では、①教職員による内部評価、②保護者・地域住民等による学校関係者評価（*25）、③学識経験者等による第三者評価（2年に1度実施）により学校評価を実施し、その結果を踏まえ学校運営の改善につなげていきます。

また、第三者評価を実施した翌年に教育委員会による学校訪問を実施し、前年度に指摘された課題等について、学校の取組みが改善に結び付いているかを確認し、指導・助言を行います。

27年度末の現況(予定)	28年度	29年度	2年後の目標
・第三者評価時の校長アンケートで学校運営の改善につながったと回答した割合 75%	・第三者評価の実施 20校 ・教師、児童・生徒、保護者による自己評価、学校関係者の評価の実施	}	・第三者評価時の校長アンケートで学校運営の改善につながったと回答した割合 80%

基本施策 15 新宿の多様な資源を活かした教育活動

地域の人材・団体や地域の歴史・芸術・文化等、さまざまな地域資源の活用を図り、新宿のまちな特性を活かし、地域の教育力との相互支援による教育活動を進めます。

㉑ スクールスタッフの活用

地域特性を活かした教育活動を展開するため、学校にスクールスタッフ（P.13）を派遣し、チーム・ティーチング等による授業への協力、部・クラブ活動支援、学校図書館における読書活動の支援等を実施します。

27年度末の現況(予定)	28年度	29年度	2年後の目標
・授業支援、部・クラブ活動支援、学校図書館における読書活動支援等 活動人数延べ484人 (26年度実績)	・授業支援、部・クラブ活動支援、学校図書館における読書活動支援等 ・活動人員、人材の確保・活用の充実	}	・スクールスタッフの活用が充実し、地域の教育力が有効に活用されている

*25 学校関係者評価…保護者の代表、地域住民、青少年健全育成団体の関係者、その他の学校関係者等により構成された委員が、その学校の自己評価の結果を踏まえて行う学校評価

③⑨ スクール・コーディネーターの活動

各小・中学校に1人ずつスクール・コーディネーター（*26）を配置し、小・中学校に地域の団体や人材の教育力を橋渡しすることで、教育活動や体験学習活動の充実を図るとともに、学校を中心とした家庭・地域の活動を推進します。また、外部講師による講演等の研修を実施し、スクール・コーディネーターの資質の向上を図ります。

なお、今後の地域協働学校（コミュニティ・スクール）の展開にあわせて、スクール・コーディネーターが学校運営協議会と連携することにより、学校と地域の双方にとって事業効果を高められるよう、活動内容等についての検討を行っていきます。

27年度末の現況(予定)	28年度	29年度	2年後の目標
<ul style="list-style-type: none"> ・全小・中学校への配置 ・地域の教育力と相互支援に基づく活動 ・地域協働学校の展開にあわせた活動 	<ul style="list-style-type: none"> ・全小・中学校への配置 ・地域の教育力と相互支援に基づく活動の充実 ・地域協働学校の展開にあわせた活動の充実 		<ul style="list-style-type: none"> ・地域の教育力と相互支援に基づく活動が充実している ・地域協働学校運営協議会において、学校を知る地域住民としてのコーディネーターを行う等の展開を推進している

④⑩ 文化・芸術等を学ぶ機会の充実

児童・生徒が本物の美術作品や優れたオーケストラ演奏、演劇等に触れる機会を増やすため、区内美術館を活用した美術鑑賞や、プロの楽団・劇団による演奏・演劇等の鑑賞教室を実施します。

また、日本の伝統的な文化や芸能に対する児童・生徒の理解や関心を促すため、区内の能楽堂での能の鑑賞、和楽器演奏、伝統工芸、太鼓演奏、地域の踊り等の取組みについて、多様な地域資源を活用し、充実します。

*26 スクール・コーディネーター…総合的な学習の時間の講師を探すなど、学校・家庭・地域のパイプ役として、学校に地域の教育力の橋渡しをするために、各学校に配置する非常勤職員

課題7 家庭の教育力の向上と活動支援

基本施策 16 家庭の教育力の向上支援

さまざまな機会での家庭教育事業を通して、子育てにより親自身が成長していくという「親のまなび」を支援するとともに、保護者同士や地域のつながりを深めることで、家庭の教育力の向上を図ります。

④1 入学前プログラムの充実

入学前の保護者が集まる保護者会の機会を活用し、学校との連携による子どもの仲間づくりプログラムや、入学を機に保護者としての意識を再認識するためのワークショップ、親子のコミュニケーションをテーマにしたプログラム等を実施します。

27年度末の現況(予定)	28年度	29年度	2年後の目標
・子どもの仲間づくりのプログラム、保護者対象のワークショップの実施 全小学校	・子どもの仲間づくりのプログラム、保護者対象のワークショップの実施 全小学校	→	・保護者会参加者を対象としたワークショップ等への参加率 100%

④2 多様な形態による家庭教育事業の実施

家庭の教育力向上支援を充実し、学校活動等への参加のきっかけになるよう、保護者会や学校公開の機会等を活用した講座を開催します。子どもの年代別に作成している小冊子「家庭教育ワークシート」を活用しながら、親子のコミュニケーション等について保護者同士の交流を中心に講座を実施することにより、横のつながりづくりや、他の保護者の意見を聞く機会を提供します。

また、「家庭教育ワークシート」を全小・中学校の児童・生徒や、区内幼稚園・保育園・子ども園を通じて各家庭に配付することにより、保護者会や講座形式の事業に参加できない保護者にも、家庭教育について考えてもらうきっかけを提供します。

27年度末の現況(予定)	28年度	29年度	2年後の目標
・保護者会等での家庭教育事業の実施 幼稚園 4回 小学校 6回 中学校 3回 (26年度実績) ・家庭教育ワークシート改定版の作成・配付	・保護者会等での家庭教育事業の実施 ・家庭教育ワークシート改定版の作成・配付	→	・多様な形態による家庭教育の支援が進んでいる

④ P T A活動への支援

家庭において親の果たす役割を親自らが考える機会とするため、P T Aと連携して、コミュニケーションや食育、生活リズムなど多様なテーマの「家庭教育学級・講座」を開催します。より柔軟な形態での開催を進めるとともに、効果的な運営を行うため社会教育指導員（退職校長等）による助言等を行います。

また、P T Aの主体的な活動により親自身の家庭教育への参画意識を高めるために、小学校P T A連合会等と共催して、「地域との協働事業」「親力養成事業」「子どもの健全育成事業」等を推進します。

27年度末の現況(予定)	28年度	29年度	2年後の目標
・家庭教育学級・講座の実施 学級 26 回延べ 1,742 人 講座 26 回延べ 1,124 人 (26 年度実績)	・家庭教育学級・講座の実施 学級 29 回 講座 25 回	→	・家庭教育学級・講座の実施 学級 29 回 講座 25 回
・小学校P T A連合会等との共催による家庭教育事業の実施	・小学校 P T A 連合会等との共催による家庭教育事業の実施	→	・小学校 P T A 連合会等との共催による家庭教育事業の実施

④ 保護者の学校行事等への参加促進

企業に働きかけることにより、ワーク・ライフ・バランスやボランティア休暇の理念を普及するなど、保護者の授業参観やP T A活動等への参加を促進します。

課題8 地域の知の拠点としての図書館の充実

基本施策17 読書がはぐくむ豊かなライフステージづくり

中央図書館では「情報と出会う」広がりをもったサービスを提供していくとともに、IT社会に対応した情報センターとしての機能を強化します。また、地域図書館は地域の特性に応じた資料を備える地域密着型の身近な「地域の知の拠点」として位置付けていきます。

④5 ライフステージにあわせた読書活動の支援

乳幼児期にブックスタート（＝絵本でふれあう子育て支援事業（P.36））で初めて絵本に接して育った赤ちゃんが、その成長に応じて幼稚園・保育園・子ども園、小・中学校や地域社会の中でさらに読書を楽しみ、心豊かで健全に生活できるように、ライフステージに合わせた読書活動の支援を行います。また、子育てや介護、健康・医療、法律など区民生活に役立つ図書館資料を充実するとともに、地域図書館では、地域に身近な施設として、その利点や特性を踏まえた図書館活動を展開します。

④6 図書館サービスの充実（区民にやさしい知の拠点）＜実行計画事業＞

区民の知の拠点として、デジタル化資料を含めた図書館資料の充実を図り、区民や地域の課題解決を支援するとともに、情報発信機能を強化します。

また、利用者の利用機会の充実を図るため、区立図書館の月曜日の一斉休館日を見直し、一部の区立図書館の休館日を変更します。

27年度末の現況(予定)	28年度	29年度	2年後の目標
・レファレンス件数 53.1 件/日 ・来館者数 1,726,436 人/年 ・図書館資料貸出点数 2,395,887 点/年 ・ホームページアクセス数 28,328,441 件/年 (26年度実績)	・新宿区ゆかりの人物等データベースの充実 ・レファレンスツールの充実 ・図書館利用・検索等情報リテラシー向上支援 ・ホームページの充実 ・休館日の変更(四谷図書館)		・レファレンス件数 90 件/日 ・来館者数 186 万人/年 ・図書館資料貸出点数 252 万点/年 ・ホームページアクセス数 3,000 万件/年

④7 新中央図書館等の建設（旧戸山中学校の活用）＜実行計画事業＞

旧戸山中学校跡地に新宿の知の拠点にふさわしい新中央図書館等の建設を目指します。

早稲田大学から新中央図書館等と研究教育施設との合築等の提案があったことから、この提案についても検討を進めていきます。

27年度末の現況(予定)	28年度	29年度	2年後の目標
・新中央図書館等の建設検討	・新中央図書館等の建設検討		・新中央図書館等の建設検討

④⑧ 地域図書館の整備（落合地域）＜実行計画事業＞

新宿区緊急震災対策により移転した中央図書館の跡地に、（仮称）下落合図書館を開設します。

27年度末の現況(予定)	28年度	29年度	2年後の目標
<ul style="list-style-type: none"> ・建設工事 ・開設準備 ・指定管理者の選定準備 	<ul style="list-style-type: none"> ・建設工事 ・開設準備 ・指定管理者の選定 ・開設 		<ul style="list-style-type: none"> ・（仮称）下落合図書館の開設

基本施策 18 子ども読書活動の推進

すべての子どもたちがあらゆる機会、あらゆる場所で本とふれあえるよう読書環境を整備するとともに、学校図書館等と連携して子どもの読書活動を推進します。

④⑨ 子ども読書活動の推進 ＜実行計画事業＞

第四次新宿区子ども読書活動推進計画（28年度～31年度）に基づき、読み聞かせ講習会の実施や工作会、映画会、人形劇等の子ども向け行事を実施し、子どもの読書活動に関する啓発を行うことで、子どもが自主的に読書活動を行うことができるように読書環境を整備します。

27年度末の現況(予定)	28年度	29年度	2年後の目標
<ul style="list-style-type: none"> ・区立小・中学校児童・生徒の不読者率(*27) 小学生 2.8% 中学生 7.2% ・区立図書館における子どもへの年間貸出冊数 388,267 冊 (26年度実績) 	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども読書活動に関する普及啓発 ・学校との連携強化 ・団体貸出の充実 		<ul style="list-style-type: none"> ・区立小・中学校児童・生徒の不読者率 小学生 2.4%以下 中学生 5.9%以下 ・区立図書館における子どもへの年間貸出冊数 414,000 冊

⑤⑩ 絵本でふれあう子育て支援事業 ＜実行計画事業＞

乳幼児の心健やかな成長を促すため、親子がふれあい楽しく育児ができるよう、保健センターで実施している乳幼児健診（0歳児健診と3歳児健診）の際に、親（保護者）と子に対して読み聞かせと絵本の配付（3歳児へは図書館で配付）を行い、子どもが読書に親しめる環境づくりを支援します。

27年度末の現況(予定)	28年度	29年度	2年後の目標
<ul style="list-style-type: none"> ・0歳児健診時の読み聞かせ参加者の割合 92.3% ・3歳児健診時の読み聞かせ参加者の割合 79.6% (27年3月現在) 	<ul style="list-style-type: none"> ・0歳児健診での読み聞かせと絵本2冊の配付 ・3歳児健診での読み聞かせと、図書館での絵本1冊の配付 		<ul style="list-style-type: none"> ・0歳児健診時の読み聞かせ参加者の割合 94% ・3歳児健診時の読み聞かせ参加者の割合 80%

*27 不読者率…1か月間に漫画や雑誌を除いて本を1冊も読まない児童・生徒の割合

課題9 子どもの安全の確保

基本施策19 子どもの安全と子どもを守る環境づくり

安全教育や情報モラル教育を通して、子どもが安全に関する情報を正しく判断し、安全のための行動に結び付けるようにします。また、学校や通学路において子どもの安全を守る環境整備を進めるとともに、地震等の災害に備えて学校の防災対策を強化します。

⑤1 安全教育の推進

子どもが安全に関する情報を正しく判断し、自分で危険を予測して回避する能力を向上させる安全教育が求められています。安全教育の3つの領域である「生活安全」「交通安全」「災害安全」をバランスよく学習できるように、各学校で学校安全計画（*28）により意図的・計画的な安全教育を実施します。

また、これまで取り組んできたセーフティ教室に加え、小学校では地域安全マップの作成を教育課程に位置付け、全校で実施します。さらに、自転車の安全利用への理解を深めるため、実技等を通して交通ルールやマナーを学ぶことのできる自転車教室を全校で実施できるよう進めます。中学校ではスタントマンによる事故等を再現した交通安全教室を開催します。

⑤2 情報モラル教育の推進

社会の情報化が進展する中で、携帯電話やインターネット上でのいじめや誹謗中傷、違法・有害情報の氾濫や、インターネットを利用した犯罪行為等への対応が課題となっています。

学校情報ネットワークシステムの整備に伴い、児童・生徒が自由にネットワークを活用する中で、情報化社会の利点や注意すべき点を体験的に学習できる環境が整いました。今後はこれらを活用し、児童・生徒が情報化の持つさまざまな側面を理解できるようにし、情報機器を適切に利活用する能力の育成を図ります。

また、保護者に知って欲しい携帯電話・スマートフォンによるインターネット利用の注意点をまとめたリーフレットを作成・配付するなど、家庭への働きかけの側面からも、情報モラル教育の理解促進を図ります。

*28 学校安全計画…学校の安全教育の基本的な方針や学校の教育活動全体を通して安全教育の目標を実現するための方策等を総合的に示した計画で、各学校で作成するもの

⑤③ 学校安全対策の充実

学校や幼稚園では、カメラ付きインターホンやオートロックの整備、防犯カメラ、非常通報装置等の配備により、子どもたちを不審者等から守るための対策を講じています。また、防犯・防災等の緊急情報をいち早く保護者に知らせるツールとして全区立学校に導入している一斉メール配信システム（*29）を、新たに全区立幼稚園にも導入します。

通学路における安全対策としては、継続的な合同点検のしくみとして平成 26 年度に策定された「新宿区通学路交通安全プログラム」の定着を学校に働きかけるとともに、これに基づく交通安全総点検やその後の安全対策について、地域や警察等と連携しながら、着実に実施・推進していきます。

また、区立小学校の通学路に防犯カメラを設置することにより、犯罪に対する抑止効果を高め、児童のより一層の安全確保を図ります。

このほか、通学路等への学童擁護員の配置、PTAによる「一斉パトロール」や地域ぐるみの「通学路の見守り・パトロール」の実施等により、保護者や地域との連携・協力を図りながら、子どもの安全対策を強化します。

27年度末の現況(予定)	28年度	29年度	2年後の目標
<ul style="list-style-type: none"> ・学校設備による防犯対策 ・一斉メール配信システムの活用 全区立学校 ・「新宿区通学路交通安全プログラム」に基づく交通安全総点検の実施 小学校 8 校 ・通学路への学童擁護員の配置等 ・ランドセルカバーと黄色い帽子の配付 全小学校・特別支援学校 1 年生 ・PTAへの防犯用品の配付 ・区立小学校の通学路への防犯カメラの設置 10 校 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校設備による防犯対策 ・一斉メール配信システムの活用 全区立学校・幼稚園 ・「新宿区通学路交通安全プログラム」に基づく交通安全総点検及び安全対策の実施 ・通学路への学童擁護員の配置等 ・ランドセルカバーと黄色い帽子の配付 全小学校・特別支援学校 1 年生 ・PTAへの防犯用品の配付 ・区立小学校の通学路への防犯カメラの設置 9 校 	<ul style="list-style-type: none"> ・区立小学校の通学路への防犯カメラの設置 10 校 	<p>各種の安全対策により、防犯・防災・交通の側面から子どもたちの安全が図られている</p> <p>・全区立小学校 29 校の通学路に防犯カメラが設置され、児童の一層の安全確保が図られている</p>

*29 一斉メール配信システム…子どもの安全を確保するとともに、円滑な学校運営を行うため、園児・児童・生徒の保護者等に対し、緊急情報を一斉に提供することを目的とするメール配信システム

⑤4 学校防災対策の充実

観測史上最大級の巨大地震としてマグニチュード 9.0 を観測した東日本大震災の経験を踏まえ、今後発生が想定される首都直下地震に備え、子どもが自らの安全を守ることができるよう防災訓練等の内容の充実を図ります。その一環として、地域の防災訓練に生徒が参加するなど、地域とのかかわりを伴った防災訓練を中学校の教育課程に位置付け、実施します。

また、災害時における児童・生徒の安全確保や地域の防災拠点としての学校のあり方等について、関係各課と学校関係者で構成する「学校防災連絡会」を通じて、互いに必要な情報を共有するとともに、講ずべき防災対策について検討します。ここで検討された防災対策等については、必要に応じて対応方針等を決定し、学校や児童・生徒へ周知するとともに、新宿区立学校危機管理マニュアル（*30）に反映させていきます。

27年度末の現況(予定)	28年度	29年度	2年後の目標
<ul style="list-style-type: none"> ・中学生と地域の防災訓練 中学校 5 校 ・学校防災連絡会の開催 3 回 	<ul style="list-style-type: none"> ・中学生と地域の防災訓練 中学校 10 校 ・学校防災連絡会の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・中学生と地域の防災訓練 中学校 10 校 <p style="text-align: center;">—————→</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・中学生と地域の防災訓練が全区立中学校で実施され、生徒の地域防災への関心や能力が高められている ・学校防災に関する情報が共有され、防災対策等に的確に反映されている

*30 新宿区立学校危機管理マニュアル…全区立学校（園）を対象とした、地震・風水害・火災・不審者対応・事故の各編からなる本編と資料編から構成される学校危機管理の総合マニュアル

柱 3 時代の変化に対応した、子どもがいきいき学ぶ教育環境の実現

課題 10 学校の適正規模の確保と適正配置

基本施策 20 時代の変化に応じた教育環境づくり

少子化の進展に伴い、全国的には学校規模の適正化が促進される一方、新宿区では、学区域によっては就学前の子どもや児童・生徒数に増加傾向が認められます。こうした教育環境の変化に対して、適切に対応していきます。

㊦ 時代の変化に応じた学校づくりの推進 <実行計画事業>

教育環境の変化に適切に対応していくため、平成 24 年 3 月に教育環境検討協議会の答申の趣旨を踏まえて策定した「新宿区立小・中学校の通学区域、学校選択制度、適正規模及び適正配置の基本方針」に基づき、児童・生徒の学習や生活の場としてふさわしい学校づくりを進めていきます。

なお、28 年度には学校選択制度について検証を行う会議体を設置し、その検証を踏まえて、より適切な就学制度の運用を推進します。

27年度末の現況(予定)	28年度	29年度	2年後の目標
・基本方針に基づいた児童・生徒の学習や生活の場としてふさわしい学校づくりの推進	・学校規模適正化等の推進 ・学校選択制度の検証	→	・基本方針に基づいた児童・生徒の学習や生活の場としてふさわしい学校づくりの推進 ・学校選択制度の検証結果を踏まえた適切な運用

課題 11 学校の経営力の強化

基本施策 21 教育の質を高める学校運営

校長・園長の裁量予算の一定額確保等により、校長・園長のリーダーシップによる組織的で実行力のある学校運営を行うとともに、学校情報ネットワークシステムの活用等による事務の効率化を進め、学校の経営力・組織力の向上を図ります。また、学校選択制度を状況の変化に合わせて運用し、保護者が主体的な学校選択を行えるよう、適切な情報提供を行います。

⑤⑥ 特色ある教育活動の推進 <実行計画事業>

各学校（園）の中・長期的な視点に立った特色ある教育活動の展開を具現化するため、「特色ある学校づくり教育活動推進計画」や各学校（園）の教育目標に沿って、計画的な学習活動を実施します。

27年度末の現況(予定)	28年度	29年度	2年後の目標
・学校関係者評価の「特色ある教育」に対するA評価(最高評価)の割合 75%	・各校における特色ある教育活動の取組み	→	・学校関係者評価の「特色ある教育」に対するA評価(最高評価)の割合 80%

⑤⑦ 教育課題研究校の指定 <実行計画事業>

新宿区の現状や学習指導要領の改訂内容等に照らして、特に取り組むべき教育課題に対応するため、教育課題研究校を指定し、教育委員会とともに教育課題について調査・実践による研究を行うとともに、研究発表会を開催し、その成果を区立学校で共有することで、学校全体の教育力の向上を図ります。

また、教育委員会が設置する各委員会と連携し、教育課題を解決するための具体的な取組みについて研究・検証を行う教育課題モデル校を指定し、研究報告会の開催により課題解決のための取組みを広げます。

27年度末の現況(予定)	28年度	29年度	2年後の目標
・学校での研究活動	・教育課題研究校の指定 2校/年 ・教育課題研究校研究発表会の開催 2校/年 ・教育課題モデル校の指定 1～2校/年	→ → →	・教育課題研究校の指定 13校(累計) ・教育課題研究発表会の参加者 700人/年(2校で開催) ・教育課題モデル校の指定 11校程度(累計) ・研究成果を学校で共有し、改善に向けた取組みが進められている

⑤⑧ 学校経営力の向上

学校経営が多様化・複雑化する中で、学校の現状と課題を的確に把握し解決することのできる「学校経営力」の向上が常に求められています。このため、校長や副校長、主幹教諭・主任教諭等のミドルリーダーが組織的に授業改善や生活指導等に取り組んでいきます。さらに、学校支援アドバイザー（*31）が、これまでに培った知識や経験を活用し、若手教員やミドルリーダーの育成等について具体的に助言するなどし、学校経営力の向上を支援していきます。

また、学校経営に欠かすことのできない保護者・地域に積極的に連携・協力してもらうため、学校公開や保護者会等を設定するなどにより、開かれた学校づくりを進めていきます。

③⑦ 学校評価の充実【再掲】（P. 31 参照） <実行計画事業>

新宿区立学校では、①教職員による内部評価、②保護者・地域住民等による学校関係者評価、③学識経験者等による第三者評価（2年に1度実施）により学校評価を実施し、その結果を踏まえ学校運営の改善につなげていきます。

また、第三者評価を実施した翌年に教育委員会による学校訪問を実施し、前年度に指摘された課題等について、学校の取組みが改善に結び付いているかを確認し、指導・助言を行います。

27年度末の現況(予定)	28年度	29年度	2年後の目標
・第三者評価時の校長アンケートで学校運営の改善につながったと回答した割合 75%	・第三者評価の実施 20校 ・教師、児童・生徒、保護者による自己評価、学校関係者の評価の実施	→	・第三者評価時の校長アンケートで学校運営の改善につながったと回答した割合 80%

⑤⑨ 学校事務の効率化

教職員が子どもと向き合う時間をより多く確保できるよう、学校情報ネットワークシステムの活用による情報の共有や成績管理等、校務事務の効率化を図ります。

⑥⑩ 学校表彰制度の推進

意欲的で優れた教育実践活動や研究活動等を行う区立学校・幼稚園を表彰します。表彰を通じて、各学校・園及び教員の一層の意欲の向上を図り、教育目標や教育課題の実現・解決を推進します。

*31 学校支援アドバイザー…教員の指導や校長の学校経営への支援を行うため各学校へ派遣する、主に退職校長で構成する専門職

⑥ 学校選択制度の運営と検証

保護者や児童・生徒が「自らの意思で学校を選択できること」や、学校が「特色ある教育活動」「開かれた学校づくり」を推進することを目的に、学校選択制度を実施しています。特別な事情がある場合に指定校を変更できる指定校変更制度とあわせて、両制度の内容について十分な周知を図りながら、効果的な運用を図っていきます。

また、今後、人口動態や人口構成に変化が見込まれる地域もあるため、そうした変化を的確に把握しながら制度の検証を進めます。

27年度末の現況(予定)	28年度	29年度	2年後の目標
・学校選択制度の推進	・学校選択制度の運営と検証	→	・学校選択制度の検証結果を踏まえた適切な運用

課題 12 教員の授業力の向上

基本施策 22 授業力を高める計画的な指導、育成

新たな課題に対応した研修や教職員それぞれの経験と職層に応じた体系的な研修を企画・実施するとともに、校内で行う職務を通じたOJT（*32）と関連付けた研修を充実します。また、学校支援アドバイザーの派遣を行い、若手教員等の指導・育成を図るとともに、OJTの充実に向けた管理職への助言を行います。

⑥2 OJTの充実

大量退職時代を迎え、若手教員の育成が喫緊の課題となっている中、管理職や指導教諭による若手教員への指導など、職場内での日常的な研修を充実させる必要があります。学校支援アドバイザーの派遣により若手教員への指導、OJTの推進状況の確認等を行うほか、人材育成のため管理職への助言を行います。

また、管理職やミドルリーダーに、人材育成のための研修を実施します。

27年度末の現況(予定)	28年度	29年度	2年後の目標
<ul style="list-style-type: none"> ・OJTガイドラインに沿ったOJT計画の作成 ・学校支援アドバイザーによる定期的な指導・助言 ・管理職・ミドルリーダー研修(人材育成)の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・OJTガイドラインに沿ったOJT計画の作成 ・学校支援アドバイザーによる定期的な指導・助言 ・管理職・ミドルリーダー研修(人材育成)の実施 		<ul style="list-style-type: none"> ・OJTガイドラインに沿ったOJT計画が作成され、各学校において効果的に実践されている

⑥3 学校支援アドバイザーの派遣 <実行計画事業>

学校支援アドバイザーを派遣し、若手教員への基本的な指導や学校運営等の具体的な助言を行い、各学校の実情に応じたきめ細かな指導の充実を図ります。

また、学校支援アドバイザーの専門性や経験を活かして、管理職や主幹教諭・主任教諭等のミドルリーダーへの助言を行い、学校の組織マネジメント力の向上を図ります。

27年度末の現況(予定)	28年度	29年度	2年後の目標
<ul style="list-style-type: none"> ・学校支援アドバイザーの派遣 7人 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校支援アドバイザーの派遣 7人 		<ul style="list-style-type: none"> ・教員の指導力の向上が図られている ・学校の組織マネジメント力の向上が図られている

*32 OJT…On-the-Job Training の略。職業指導手法のひとつで、職場の上司や先輩が部下や後輩に対し、具体的な仕事を通じて、仕事に必要な知識・技術・態度等を意図的・計画的・継続的に指導し、修得させ、育成すること。

⑥4 経験と職層に応じた研修の充実

新任教員研修や2・3・4年次研修等、若手教員に対して実施する研修については、学校・園内のOJTと一層関連させ、研修効果の向上を図ります。また、夏季集中研修や職層別研修では、より実践的で効果的な研修となるよう研修内容を充実します。

27年度末の現況(予定)	28年度	29年度	2年後の目標
・経験や職層に応じた各種研修会の実施 ・夏季集中研修の実施	・経験や職層に応じた各種研修会の実施 ・夏季集中研修の実施	}	・校内OJTの推進及び教員一人ひとりに応じた適切な研修の実施により、指導力の向上が図られている

基本施策 23 学校情報ネットワークシステムの活用

教育用ネットワーク及び校務用ネットワークからなる学校情報ネットワークシステム（*33）の活用を促進し、情報社会に柔軟に対応できる学校教育を実践します。

⑥5 ICTを活用した教育環境の充実 <実行計画事業>

区立小・中・特別支援学校の教育用ネットワーク及び教室用機器（プロジェクタ・実物投影機・ノートパソコン）について、授業の質的向上を図り、児童・生徒の学習意欲をより一層引き出すため、より使いやすく、より教育効果の高い最新のICT機器に更新します。

なお、日本語指導や特別支援教育等、特に支援を必要とする子どもの教育的ニーズに応じた学びの場面では、先行的にタブレット端末等のICT機器を導入し、その利活用について実践・検証を進めます。

27年度末の現況(予定)	28年度	29年度	2年後の目標
・教育用ネットワークの再構築に向けた検討、方針決定 ・各校要望調査	・プロジェクタ等設置設計 ・特別支援教室等におけるタブレット端末等の導入及び効果の検証	・教育用ネットワークの再構築 40校 ・プロジェクタ等設置工事 ・特別支援教室等におけるタブレット端末等の利活用	・教育用ネットワークの再構築 40校 ・プロジェクタ等の更新 全普通教室(特別支援教室を含む) ・特別支援教室等に適したタブレット端末等の利活用が行われている

*33 学校情報ネットワークシステム…各学校の校務に用いるすべてのコンピュータを接続した「校務用ネットワーク」と、教職員や児童・生徒が利用する学習指導・学習活動のためのすべてのコンピュータを接続した「教育用ネットワーク」からなるコンピュータネットワークで、強固なセキュリティを確保しながら情報通信技術を効果的に活用した、学校教育と学校運営を実現する学校情報化の基盤

課題 13 支援を要する子どもに応じた教育の推進

基本施策 24 いじめ・不登校等の防止

新宿区いじめ防止等のための基本方針（*34）に基づき平成 26 年度に設置した学校問題支援室（*35）を中心に、学校への継続的な指導や助言、個別の事案へのフォローアップ等を行うことにより、いじめや不登校、その他問題行動に対する学校の対応を総合的に支援するとともに、問題行動等の未然防止、早期発見、早期対応の取組みを、学校と教育委員会が一体となって推進します。

また、スクールカウンセラーの派遣や学校における教育相談体制の充実により、児童・生徒の心の健康の増進に努めるとともに、教育センターにおける教育相談機能を充実し、教育相談室やつくし教室（*36）、学校及び関係機関との連携を強化していきます。

⑥ いじめ防止対策の推進

区立学校では、学校ごとに策定した学校いじめ防止基本方針（*37）に基づき、人権教育や情報モラル教育によるいじめの未然防止、ふれあい月間（*38）等を通じたいじめの早期発見等の取組みを推進していきます。また、平成 27 年度から全校に導入した hyper-QU（より良い学校生活と友達づくりのためのアンケート）（P.20 の注釈参照）を活用し、児童・生徒一人ひとりの学級生活の満足度やその分布等について分析することで、いじめを含むさまざまな問題行動に対する組織的な対応の充実と改善につなげていきます。

教育委員会では、学校問題支援室が中心となり、学校サポートチーム（*39）への指導・助言を通じてこれらの取組みを充実・改善するとともに、関係機関との連携により、問題行動が認められた場合の早期対応等について、個別・具体的に支援していきます。

なお、万が一いじめ等による重大事態が発生してしまった場合には、児童・生徒とその保護者の権利の保護を最優先するとともに、教育委員会に設置した学校問題等調査委員会（*40）がその要因を分析し、再発防止に向けて取り組みます。

- *34 新宿区いじめ防止等のための基本方針…いじめ防止対策推進法第 12 条及び文部科学省の定めるいじめの防止等のための基本的な方針に基づき、平成 26 年 3 月に新宿区教育委員会が定めたいじめ防止のための基本方針
- *35 学校問題支援室…いじめや不登校等への学校の対応を総合的に支援するため、教育委員会事務局内に設置した専門家組織。指導主事、学校問題サポート専門員、スクールソーシャルワーカー等で構成する。
- *36 つくし教室…さまざまな理由で学校へ行くことのできない子どもに対し、学校復帰ができるよう指導・援助を行う適応指導教室
- *37 学校いじめ防止基本方針…いじめ防止対策推進法第 13 条に基づき、学校がいじめ防止のために定めた基本方針
- *38 ふれあい月間…児童・生徒の友人関係や日頃の教員の指導のあり方を振り返る機会として、全区立学校がいじめ等の未然防止、早期発見・早期対応等に取り組む期間（6 月、11 月、2 月）
- *39 学校サポートチーム…校長がトップとなり、いじめや不登校その他問題行動の未然防止、早期解決を図るため、家庭、学校、地域や関係機関等が一体となって対応する組織の総称
- *40 学校問題等調査委員会…児童・生徒の心身又は財産への重大な被害等が発生した際の調査・対応に備えて教育委員会に設置する委員会。教育委員会事務局職員及び専門家（法律・医療・学識経験）で構成する。

27年度末の現況(予定)	28年度	29年度	2年後の目標
・学校いじめ防止基本方針(総称)の策定 全区立学校 ・いじめ防止に関する教職員向け各種研修会の実施 ・hyper-QU(より良い学校生活と友達づくりのためのアンケート)の実施 全区立学校 ・学校問題支援室における指導・助言及び個別の事案へのフォローアップ ・学校問題等調査委員会の開催 2回	・学校いじめ防止基本方針(総称)の策定 全区立学校 ・いじめ防止に関する教職員向け各種研修会の実施 ・hyper-QU(より良い学校生活と友達づくりのためのアンケート)の実施 全区立学校 ・学校問題支援室における指導・助言及び個別の事案へのフォローアップ ・学校問題等調査委員会の開催	}	・学校や教育委員会の連携のもと、いじめの未然防止、早期発見、早期対応の取組みが推進されている ・学校とスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等が連携し、いじめに対する組織的な対応が推進されている

⑦ 児童・生徒の不登校対策 <実行計画事業>

不登校対策委員会(*41)では、不登校の未然防止と不登校からの学校復帰に関する方針を年度ごとに策定しています。不登校担当者連絡会では、その方針に基づき、担当教員が学校での不登校防止の取組みを協議し、実践していきます。

また、不登校対策マニュアルの活用、理解啓発資料等の作成配布、学識経験者等の専門家による研修会の実施により、教職員への理解啓発を図っていきます。

さらに、不登校児童・生徒については、学校と適応指導教室「つくし教室」との連携やメンタルサポートボランティア(*42)の活用を図りながら、児童・生徒のニーズに応じた適切な指導を継続して学校復帰につなげていくとともに、スクールソーシャルワーカー(*43)の派遣や、家庭と子供の支援員を活用することにより、学校復帰や未然防止のための家庭への支援をより充実させていきます。

なお、本来就学すべき年齢であるにもかかわらず就学が確認できない児童・生徒については、家庭訪問や関係機関との情報共有により実態把握を行います。そのほか、戸籍がないために必要な教育を受けることができない場合など、支援が必要な事案についても、関係機関との連携により、適切な対応を図ります。

27年度末の現況(予定)	28年度	29年度	2年後の目標
・不登校出現率(*44) 小学校 0.32% 中学校 2.61% ・学校復帰率(*45) 小学校 26% 中学校 26% (26年度文部科学省問題行動調査より)	・不登校対策委員会及び連絡会 ・マニュアルや研修等による教職員の啓発 ・スクールソーシャルワーカーの派遣 2人 ・家庭と子供の支援員の派遣 7人	}	・不登校出現率 小学校 0.23% 中学校 2.14% ・学校復帰率 小学校 60% 中学校 33%

*41 不登校対策委員会…不登校をめぐる諸問題の現状や対応に関する事項を協議・検討するため、教育委員会に設置する委員会。小・中学校長及び不登校担当教員の各代表と教育委員会事務局職員で構成する。

*42 メンタルサポートボランティア…配慮を要する児童・生徒の情緒面での支援のため、学校の教育活動の補助に入る学生

*43 スクールソーシャルワーカー…社会福祉の専門的な知識・技術を活用し、児童・生徒の置かれたさまざまな環境への働きかけや、関係機関等とのネットワークの構築、学校内におけるチーム体制への支援を行う専門職員

*44 不登校出現率…不登校の出現率 = 不登校児・童生徒数 ÷ 在籍児童・生徒数 × 100
 (不登校児・童生徒数は年間30日以上欠席した児童・生徒数。ただし、病気や経済的な理由による場合を除く)

*45 学校復帰率…学校への復帰率 = 指導の結果、登校する又はできるようになった児童・生徒数 ÷ 不登校児童・生徒数 × 100

㊸ スクールカウンセラーの派遣【再掲】(P. 20 参照)

全小・中学校に、臨床心理士または臨床発達心理士の資格を有するスクールカウンセラーを派遣して、児童・生徒や保護者を対象にカウンセリング等を行い、児童・生徒の心の健康保持に努めます。

また、児童・生徒の学校生活における悩みや不安に対して組織的に対応するため、hyper-QU（より良い学校生活と友達づくりのためのアンケート）の結果や、観察・面談等で得られた情報をスクールカウンセラーと管理職・教育相談担当者などが十分に共有・連携することにより、教育相談体制を充実するとともに、支援が必要な児童・生徒への迅速な対応につなげます。

さらに、スクールカウンセラー連絡会、教育相談担当者全体会を実施し、情報交換の機会を確保することにより、さらなる連携を図ります。

27年度末の現況(予定)	28年度	29年度	2年後の目標
・全小・中学校に週1～2日程度派遣 (区費)18人	・全小・中学校に週1～2日程度派遣 (区費)18人	→	・児童・生徒一人ひとりの状況に応じた的確な指導が行われている

㊸ 教育相談体制の充実

教育センターの教育相談室で、幼児・児童・生徒及び保護者等からの学業、進路、いじめ等の教育上のさまざまな悩みや課題に対し、個別かつ継続的に臨床心理士による面接相談や電話相談を実施し、必要に応じて関係機関と連携するなど、解決に向けた対応を図ります。また、いじめを受けた児童・生徒や保護者からの相談については、「いじめ相談専用電話」(*46)にて専門のカウンセラーが対応します。

さらに、子ども家庭・若者サポートネットワーク(*47)を活用し、学校や子ども総合センター等関係機関との緊密な連携や、スクールソーシャルワーカー等の活用などにより、教育センターを中心とした総合的な教育相談機能の強化を図ります。

基本施策 25 特別支援教育の推進

特別な支援を要する子どもに対して、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援を行うことが求められています。また、関係機関との連携を図りながら、幼児期から中学卒業まで一貫した支援をすることが必要です。

このため、個別指導計画や個別の教育支援計画を策定し活用するとともに、特別支援学校や学校に設置されている特別支援学級（知的障害学級・情緒障害等通級指導学級）での指導及び支援を充実します。また、教員に対する専門家の巡回相談や特別支援教育推進員の派遣により、学校内指導体制の整備に努めます。

*46 いじめ相談専用電話…いじめ等の悩みについて、児童・生徒や保護者が専門のカウンセラーに匿名で相談することができる、新宿区教育委員会が設置した専用電話

*47 子ども家庭・若者サポートネットワーク…福祉、保健、教育等の子ども家庭関係機関の連携により、要保護児童への適切な保護を図るための要保護児童対策地域協議会。平成24年4月に子どもから若者まで切れ目のない支援を行うため、子ども家庭サポートネットワークを改組したもの。

⑥ 特別支援教育の充実 <実行計画事業>

学校関係者や関係団体代表者等を構成員に加えた特別支援教育推進委員会を定期的に開催し、特別支援教育への取組みの現状と課題を検証し、支援体制の充実につなげています。

また、東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画（*48）や第二次実行計画期間における検討を踏まえ、発達障害のある児童が在籍校で巡回指導教員による指導を受けることのできる新たなしくみとして、平成28年度から全小学校に特別支援教室「まなびの教室」を開設します。

一人ひとりの支援ニーズに応じ一貫した教育的支援を行うため、就学支援シート（*49）を活用するとともに、個別指導計画（*50）の作成及び保健・医療、福祉、労働等に係る関係機関との連携を含む個別の教育支援計画（*51）の策定・活用の取組みを充実させます。

また、リーフレットの作成や説明会の開催等により、保護者、区民等の特別支援教育に関する理解啓発に努めます。

27年度末の現況(予定)	28年度	29年度	2年後の目標
<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援教育推進委員会の開催 ・就学支援シートの活用 ・個別指導計画・個別の教育支援計画の策定・活用 ・リーフレットや説明会等による理解啓発活動 	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援教育推進委員会 ・就学支援シートの活用 ・個別指導計画・個別の教育支援計画の策定・活用 ・リーフレットや説明会等による理解啓発活動 		<ul style="list-style-type: none"> ・成果の検証や課題の整理が行われ特別支援教育の充実が図られている ・個別指導計画・個別の教育支援計画が策定・活用され、効果的な指導が行われている ・保護者・区民等の特別支援教育に対する理解が深まっている

⑦ 巡回指導・相談体制の充実 <実行計画事業>

学識経験者や心理職等の専門家による学校・園への巡回相談を拡充するとともに、発達障害のある児童・生徒への適切な教育的支援を行う特別支援教育推進員（*52）を増員することで、校内指導体制の強化を図ります。

これらにより、特別支援教室を中心とした新たな特別支援教育体制を効果的に推進し、すべての学校で取り組む特別支援教育のさらなる充実を図ります。

27年度末の現況(予定)	28年度	29年度	2年後の目標
<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援教育推進員の派遣 28人 小学校 4.3日/週 中学校 1.6日/週 ・専門家の助言・指導により高い成果が得られた学校・幼稚園数 40校(園) 	<ul style="list-style-type: none"> ・専門家による巡回相談 ・特別支援教室拠点校への助言・指導 ・特別支援教育推進員の派遣 30人 	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援教育推進員の派遣 32人 	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援教育推進員の派遣 32人 小学校 4.8日/週 中学校 2日/週 ・専門家の助言・指導により高い成果が得られた学校・幼稚園数 45校(園)

*48 東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画…これからの都における特別支援教育の方向性について、全都的な視点に立って展望を明らかにする総合的な計画として東京都が平成16年11月に策定した長期計画で、第三次実施計画は締めくくりとして平成22年11月に策定されたもの

*49 就学支援シート…特別な教育的支援や個別の配慮を必要とする児童の保護者が、就学前の情報を小学校に引き継ぐシート。保護者が就学前施設等の協力のもと作成し、入学する小学校に提出する。

*50 個別指導計画…子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じたきめ細かな指導を行うため、学校が保護者からの意見等を踏まえて作成する、教育内容や教育方法を盛り込んだ児童・生徒一人ひとりの指導計画

*51 個別の教育支援計画…教育、保健・医療、福祉、労働等の関係機関との連携に基づき、乳幼児の時期から学校卒業の段階まで一貫性のある支援を行うことを目的とした、障害のある児童・生徒一人ひとりの支援計画（学習障害等を含む）

*52 特別支援教育推進員…小・中学校に在籍する発達障害のある児童・生徒に対する教員の指導の補助やその他の必要な支援を行うため、区費で配置する非常勤講師

基本施策 26 外国籍等の子どもへの日本語サポート体制の充実

日本の学校生活への適応支援と日本語の初期指導とともに、放課後に学習支援を行い、教科学習に必要な力を育成します。

① 日本語サポート指導 <実行計画事業>

区立学校に編入した外国籍等の児童・生徒等が日本語の授業を理解できるように、日本語サポート指導員（*53）による指導を行います。教育センターまたは分室での通所による集中指導を行うとともに、必要に応じて学校へ日本語サポート指導員を派遣して、個別指導を行います。

また、平成 28 年度から、日常会話はできても、学年相当の学習言語が不足し、学習活動の参加に支障が生じている中学校 3 年生を対象に、「話す・聞く・書く・読む」に特化した日本語サポート指導を行い、進学等を支援します。

さらに、日本語サポート指導終了後、希望者に対して放課後に日本語学習支援員（*54）を派遣し、日本語や教科の学習を支援します。

27年度末の現況(予定)	28年度	29年度	2年後の目標
<ul style="list-style-type: none"> ・学年相当の学習言語が不足している中学校 3 年生を対象とした日本語サポート指導(進学等支援)の検討 ・日本語サポート指導終了後に、日本語検定 7 級の認定を受けた児童・生徒の割合 58.6% 	<ul style="list-style-type: none"> ・日本語サポート指導(集中指導・進学等支援)の実施 ・日本語サポート指導員の派遣(個別指導) ・日本語学習支援員の派遣 ・日本語検定の実施 ・保護者向けお知らせ文書等の翻訳事例の作成、公開 		<ul style="list-style-type: none"> ・学年相当の学習言語が不足している中学校 3 年生を対象とした日本語サポート指導(進学等支援)の実施率 80% ・日本語サポート指導終了後に、日本語検定 7 級の認定を受けた児童・生徒の割合 70%以上

② 外国籍等の子どもや保護者への教育支援等

保護者への支援や学校教育における「総合的な学習の時間」への授業協力を行う NPO 法人との連携により、外国から編入・転入してきた子どもが学校生活に慣れるための支援として、新宿区の学校(園)での学習や生活について解説した「新宿区の学校生活」を 6 か国語で配布します。

また、学校から家庭へのさまざまな連絡文書の翻訳事例を作成し、6 か国語で公開するとともに、保護者会への通訳派遣等の支援を行います。

27年度末の現況(予定)	28年度	29年度	2年後の目標
<ul style="list-style-type: none"> ・「新宿区の学校生活」の 6 か国語での公開 ・家庭への連絡文書の翻訳事例の公開 ・保護者会等への通訳派遣 	<ul style="list-style-type: none"> ・「新宿区の学校生活」の改訂 ・家庭への連絡文書の翻訳事例の拡大 ・保護者会等への通訳派遣 	<ul style="list-style-type: none"> ・ミャンマー語やネパール語等の言語を加えた「新宿区の学校生活」の作成及び公開 	<ul style="list-style-type: none"> ・8 か国語に翻訳し改訂した「新宿区の学校生活」の公開 ・家庭への連絡文書の翻訳事例の公開 ・保護者会等への通訳派遣

* 53 日本語サポート指導員…日本語の初期指導が必要な子どもが在籍する学校で、週 2~3 日、個別に日本語の指導や学校生活への適応支援を行う指導員

* 54 日本語学習支援員…対象となる子どもが在籍する学校で、週 2 日程度、放課後に日本語による教科指導を行う支援員

課題 14 学校施設の整備

基本施策 27 魅力ある学校施設の整備

安心して学べる学校施設を目指して、施設の保全を図るとともに時代に即した施設への改修を行います。また、太陽光発電、屋上緑化、壁面緑化など環境に配慮した学校施設（エコスクール）を整備推進します。

⑬ 学校施設の改善 <実行計画事業>

学校施設の良好な教育環境を確保するための環境整備として、引き続き、学校給食調理施設のドライ化（*55）又は空調整備を行うとともに、より美味しく調理が出来る新しい調理機器であるスチームコンベクションオープン（*56）を導入します。

27年度末の現況(予定)	28年度	29年度	2年後の目標
・ドライ化又は空調整備が済んでいる学校(小学校25校、中学校4校、特別支援学校1校)	・ドライ化工事(小学校1校) ・空調整備等改修工事(小学校3校、中学校2校) ・スチームコンベクションオープン設置工事(小学校4校、中学校2校)	・空調整備等改修工事(中学校4校) ・スチームコンベクションオープン設置工事(中学校2校)	・ドライ化又は空調整備が済んでいる学校 40校

⑭ エコスクールの整備推進 <実行計画事業>

公共施設の中で、大きな敷地と建物規模を占める学校施設において、環境負荷の低減や自然との共生を考慮した施設を整備することにより、省エネとCO₂削減に寄与します。

また、学校を未来を担う子どもたちが環境問題を身近に感じ、学習できる場や環境・エネルギー教育の発信拠点とすることで、地域における地球温暖化対策の推進・啓発の先導的な役割を果たします。

27年度末の現況(予定)	28年度	29年度	2年後の目標
・校庭芝生化 7校	・校庭芝生化 1校		・校庭芝生化 8校
・屋上緑化 23校	・屋上緑化 1校		・屋上緑化 24校
・みどりのカーテン 30校/年	・みどりのカーテン 40校	・みどりのカーテン 40校	・みどりのカーテン 40校/年
・ピオトープ設置 21校	・ピオトープ改修 1校	・ピオトープ改修 1校	・ピオトープ改修 2校
・太陽光発電 8校	・太陽光発電設計 1校	・太陽光発電工事 1校	・太陽光発電 9校

*55 ドライ化…調理室内の乾燥化を図るため、調理中に水を流さずに済むよう施設を改修する工事

*56 スチームコンベクションオープン…熱風の対流と蒸気による加湿を行って調理できるオープンで、温度と蒸気の量を調整することにより、焼く、蒸す、揚げる、煮る等さまざまな調理ができる調理機器

個別事業(平成 24 年度～27 年度)との関連表

柱1 子ども一人ひとりの「生きる力」をはぐくむ質の高い学校教育の実現

柱	課題	基本施策 ※番号は平成 28～29 年度個別 事業の施策体系のものです。	平成 24～27 年度 個別事業	方向性	平成 28～29 年度 個別事業	担当課	
柱1 子ども一人ひとりの「生きる力」をはぐくむ質の高い学校教育の実現	1 確かな学力の向上	1 子ども一人ひとりの学びの保証	1 学校サポート体制の充実 [実]	新規	1 学力調査を活用した個々の学力の向上	教育指導課	
			2 放課後等学習支援	継続	2 学校サポート体制の充実 [実]	教育指導課	
			3 効果的に ICT を活用した授業の推進	継続	3 放課後等学習支援	教育支援課	
		2 変化の激しい時代を生きる力の育成	4 習得・活用・探究型の学習指導の充実	継続	4 効果的に ICT を活用した授業の推進	教育支援課	
			5 外国人英語教育指導員の配置	継続	5 習得・活用・探究型の学習指導の充実	教育指導課	
			6 サイエンスプログラムの推進	継続	6 外国人英語教育指導員の配置	教育支援課	
		3 学習意欲の向上・学習習慣の確立	7 自学自習の支援	継続	7 サイエンス・プログラムの推進	教育支援課	
			8 家庭学習のすすめ	継続	8 自学自習の支援	教育支援課	
		2 豊かな心と健やかな体づくり	4 豊かな人間性と社会性をはぐくむ教育の充実	9 人権教育の推進	継続	9 家庭学習のすすめ	教育支援課
				10 道徳教育の充実	継続	10 人権教育の推進	教育指導課
	11 「法教育」等の推進			継続	11 道徳教育の充実	教育指導課	
	12 キャリア教育の推進			継続	12 障害者理解教育の推進 [実]	教育指導課	
	13 交流活動、国際理解及び伝統文化理解教育の充実			名称変更	13 「法教育」等の推進	教育指導課	
	14 児童会・生徒会活動の充実			継続	14 キャリア教育の推進	教育支援課	
				新規	15 幼児・児童・生徒間等の交流活動の充実	教育支援課	
				新規	16 児童会・生徒会活動の充実	教育支援課	
				新規	17 国際理解教育及び英語教育の推進 [実]	教育支援課	
				新規	18 伝統文化理解教育の推進 [実]	教育支援課	
	5 基礎体力の向上と健康な体づくり	5 基礎体力の向上と健康な体づくり	15 体育指導者等の確保	継続	19 体育指導者等の確保	教育支援課	
			16 スポーツギネス新宿・体カテの実施	名称変更	20 スポーツへの関心と体力の向上 [実]	教育指導課	
			17 食育の推進 [実]	継続	21 食育の推進 [実]	教育指導課	
			18 子どもの生活習慣病の改善	名称変更	22 子どもの生活習慣病の予防	学校運営課	
			19 スクールカウンセラーの派遣	継続	23 スクールカウンセラーの派遣	教育支援課	
	3 言語・体験活動の充実	6 東京オリンピック・パラリンピックを契機とした教育の推進 ※新規		新規	17 国際理解教育及び英語教育の推進 [実] 【再掲】	教育支援課	
				新規	18 伝統文化理解教育の推進 [実] 【再掲】	教育支援課	
				新規	12 障害者理解教育の推進 [実] 【再掲】	教育指導課	
		7 言語力、伝え合う力の育成	20 言語活動の充実	継続	20 スポーツへの関心と体力の向上 [実] 【再掲】	教育指導課	
			21 体験的な活動の充実	継続	24 言語活動の充実	教育指導課	
			22 移動教室等における自然体験活動の実施	継続	25 体験的な活動の充実	教育指導課 教育支援課	
	8 実体験から学ぶ取組みの推進	23 環境教育の推進 [実]	継続	26 移動教室等における自然体験活動の実施	教育支援課		
		24 学校図書館の充実 [実]	継続	27 環境教育の推進 [実]	教育支援課		
		25 朝読書の推進	継続	28 学校図書館の充実 [実]	教育支援課		
4 就学前教育の充実	10 保育・幼児教育環境の整備	26 私立幼稚園保護者の負担軽減	名称変更	30 公私立幼稚園における幼児教育等の推進 [実]	学校運営課		
		27 就学前教育合同研修等の充実	継続	31 就学前教育合同研修等の充実	教育指導課		
	11 保育・幼児教育内容と子育て支援機能の充実	28 幼稚園子育て支援事業の実施	継続	32 幼稚園子育て支援事業の実施	学校運営課		
		29 連携・接続カリキュラムづくりや指導方法の改善	継続	33 連携・接続カリキュラムづくりや指導方法の改善	教育指導課		
5 連携教育の推進	12 幼児期の教育と小学校教育との連携	30 保・幼・小合同会議の実施	継続	34 保・幼・小合同会議の実施	教育指導課		
		31 小中連携教育の推進	継続	35 小中連携教育の推進	教育指導課		
	13 小中連携教育の推進	32 連携教育推進員の派遣	廃止				

柱2 新宿のまちに学び、家庭や地域とともにすすめる教育の実現

柱	課題	基本施策 ※番号は平成 28～29 年度個別 事業の施策体系のものです。		平成 24～27 年度 個別事業		方向性	平成 28～29 年度 個別事業		担当課
柱2 新宿のまちに学び、 家庭や地域とともに すすめる教育の実現	6 地域との連携による教育の推進	14 地域が参画する学校運営のしくみづくり	33	地域協働学校(コミュニティ・スクール)の推進 [実]	継続	36	地域協働学校(コミュニティ・スクール)の推進 [実]	教育支援課	
			34	学校評価の充実 [実]	継続	37	学校評価の充実 [実]	教育指導課	
			35	学校評議員制度の活用	廃止				
		15 新宿の多様な資源を活かした教育活動	36	スクールスタッフの活用	継続	38	スクールスタッフの活用	教育支援課	
			37	スクール・コーディネーターの活動	継続	39	スクール・コーディネーターの活動	教育支援課	
			38	美術鑑賞、伝統文化理解教育等の推進	名称変更	40	文化・芸術等を学ぶ機会の充実	教育支援課	
	7 家庭の教育力の向上と活動支援	16 家庭の教育力の向上支援	39	入学前プログラムの充実	継続	41	入学前プログラムの充実	教育支援課	
			40	多様な形態による家庭教育事業の実施	継続	42	多様な形態による家庭教育事業の実施	教育支援課	
			41	PTA 活動への支援	継続	43	PTA 活動への支援	教育支援課	
			42	保護者の学校行事等への参加促進	継続	44	保護者の学校行事等への参加促進	教育支援課	
	8 地域の知の拠点としての中央図書館の充実	17 読書がはぐくむ豊かなライフステージづくり	43	読書がはぐくむまちづくり	名称変更	45	ライフステージにあわせた読書活動の支援	中央図書館	
			44	図書館サービスの充実(区民に役立つ情報センター) [実]	名称変更	46	図書館サービスの充実(区民にやさしい知の拠点) [実]	中央図書館	
			45	新中央図書館等の建設 [実]	名称変更	47	新中央図書館等の建設(旧戸山中学校の活用) [実]	中央図書館	
			46	地域図書館の整備(落合地域) [実]	継続	48	地域図書館の整備(落合地域) [実]	中央図書館	
		18 子ども読書活動の推進	47	子ども読書活動の推進 [実]	継続	49	子ども読書活動の推進 [実]	中央図書館	
			48	絵本でふれあう子育て支援事業 [実]	継続	50	絵本でふれあう子育て支援事業 [実]	中央図書館	
	9 子どもの安全の確保	19 子どもの安全と子どもを守る環境づくり	49	安全教育の推進	継続	51	安全教育の推進	教育指導課	
			50	情報モラル教育の推進	継続	52	情報モラル教育の推進	教育支援課	
			51	学校安全対策	名称変更	53	学校安全対策の充実	教育調整課 教育支援課	
			52	学校防災対策の強化	名称変更	54	学校防災対策の充実	教育調整課	

柱3 時代の変化に対応した、子どもがいきいき学ぶ教育環境の実現

柱	課題	基本施策 ※番号は平成28～29年度個別事業の施策体系のものです。		平成24～27年度 個別事業		方向性	平成28～29年度 個別事業		担当課
柱3 時代の変化に対応した、 子どもがいきいき学ぶ教育環境の実現	10 学校の適正規模の確保と適正配置	20	時代の変化に応じた教育環境づくり	53	学校適正配置等の推進 [実]	名称変更	55	時代の変化に応じた学校づくりの推進 [実]	学校運営課
				54	区立幼稚園のあり方の見直し [実]	廃止			
	11 学校の経営力の強化	21	教育の質を高める学校運営	55	特色ある教育活動の推進 [実]	継続	56	特色ある教育活動の推進 [実]	教育支援課
				56	教育課題研究校の指定 [実]	継続	57	教育課題研究校の指定 [実]	教育指導課
				57	学校経営力の向上	継続	58	学校経営力の向上	教育指導課
				34	学校評価の充実 [実] 【再掲】	継続	37	学校評価の充実 [実] 【再掲】	教育指導課
				58	学校事務体制の効率化	名称変更	59	学校事務の効率化	教育調整課
				59	学校表彰制度の創設 [実]	名称変更	60	学校表彰制度の推進	教育調整課
				60	学校選択制の推進	名称変更	61	学校選択制の運営と検証	学校運営課
	12 教員の授業力の向上	22	授業力を高める計画的な指導、育成	61	OJTの充実	継続	62	OJTの充実	教育指導課
				62	学校支援アドバイザーの派遣 [実]	継続	63	学校支援アドバイザーの派遣 [実]	教育指導課
				63	経験と職層に応じた研修の充実	継続	64	経験と職層に応じた研修の充実	教育指導課
	13 支援を要する子どもに応じた教育の推進	23	学校情報ネットワークシステムの活用	64	学校情報ネットワークシステムの活用	名称変更	65	ICTを活用した教育環境の充実 [実]	教育支援課
				66	いじめ・不登校等の防止	新規	66	いじめ防止対策の推進	教育指導課
	13 支援を要する子どもに応じた教育の推進	24	いじめ・不登校等の防止	65	児童・生徒の不登校対策 [実]	継続	67	児童・生徒の不登校対策 [実]	教育支援課
				19	スクールカウンセラーの派遣 【再掲】	継続	23	スクールカウンセラーの派遣 【再掲】	教育支援課
				66	教育相談体制の充実	継続	68	教育相談体制の充実	教育支援課
				67	特別支援教育の充実 [実]	継続	69	特別支援教育の充実 [実]	教育支援課
		25	特別支援教育の推進	68	巡回指導・相談体制の構築 [実]	名称変更	70	巡回指導・相談体制の充実 [実]	教育支援課
				69	情緒障害等通級指導学級の設置 [実]	廃止			
				70	日本語サポート指導 [実]	継続	71	日本語サポート指導 [実]	教育支援課
	14 学校施設の整備	26	外国籍等の子どもへの日本語サポート体制の充実	71	外国籍等の子どもや保護者への教育支援等	継続	72	外国籍等の子どもや保護者への教育支援等	教育支援課
				72	学校施設の改善 [実]	継続	73	学校施設の改善 [実]	学校運営課
	14 学校施設の整備	27	魅力ある学校施設の整備	73	エコスクールの整備推進 [実]	継続	74	エコスクールの整備推進 [実]	学校運営課



新宿区教育ビジョン
これまでの主な取組み

平成24年度～27年度

1. 放課後等学習支援

各学校では、子どもの基礎学力の定着を目指すとともに、各学校で行っている補習体制を補完するため、放課後等学習支援を実施しています。

放課後等学習支援は、中学校は平成 21 年度から、小学校は平成 22 年度から開始したもので、放課後や長期休業日等を活用し、児童・生徒一人ひとりの学習到達状況に応じた、きめ細かな指導を行っています。

平成 24～27 年度についても、各小・中学校に複数の学習支援員を配置し、授業だけでは学習内容の習得が十分でなかったり、学習意欲・学習習慣に課題がある児童・生徒に対して、基礎学力の定着のための学習支援を行ってきました。小・中学校における平成 26 年度の延べ参加児童・生徒数は 17,435 人となっています。

また、平成 26 年度から、学習意欲の向上や学習習慣の定着が見られる児童・生徒について、家庭でも自ら学習を進められるようより積極的・効果的に言葉をかけたり、応用編の参考図書や補助教材を活用したりするなど、児童・生徒の自学自習を目的とした支援を開始しました。平成 26 年度の実績では、放課後等学習支援の参加児童・生徒のうち 57.4% (10,013 人) がこの自学自習を含めた学習支援を受けています。

今後も、放課後や長期休業日等に学習支援員を配置し、教職員やスクールスタッフ等との連携を図りながら、児童・生徒の基礎的・基本的な学力の定着を目指していくとともに、家庭での自学自習のさらなる促進に向けた支援を行っていきます。

「放課後ぐんぐん教室」～落合第三小学校における放課後等学習支援の取組み例～

落合第三小学校では平成 22 年度から、3 年生以上の対象児童が「放課後ぐんぐん教室」に参加しています。平成 27 年度からは、毎週水曜日の放課後に、割り当てられた学級の児童が校舎 3 階にある「算数少人数教室」に集まり、約 1 時間、算数のドリルを中心に学習を進めています。

この間、学習支援員（※）が 4～5 人態勢で見守り、児童からの個別の質問に答えたり、ヒントを与えて一緒に考えたりするなどして、各児童の学習活動を支えています。新宿区では、学習支援員 1 人が指導する児童数は、小学校では 5 人以内を基準としており、児童一人ひとりに合わせた、きめ細かな対応を可能としています。また、落合第三小学校では、3 年生から 6 年生までの共通の教材として、小学校第 1 学年から第 4 学年までの基本的な内容を繰り返し学習できる「東京ベーシック・ドリル」（東京都教育委員会作成）を使用し、卒業までに全児童が必ず合格するよう指導しています。これにより、これまでに学習してきた単元の内容が十分に定着しているかを個別に確認しながら、それぞれ苦手としている単元を克服したり、反復学習により理解を深めたりするなど、約 1 時間の学習時間を効果的に使うことができています。

学習支援員は毎回事前と事後にミーティングを行うとともに、各児童の「放課後ぐんぐん教室」での意欲や姿勢、学習の定着状況等について担任の教員等との情報共有を行っており、こうした情報が担任の教員等により普段の学級での指導にも役立てられています。

落合第三小学校では、今後も、放課後等における学習活動への参加形態を工夫し、児童の基礎学力及び学習習慣の定着を図っていきます。

※学習支援員は、実施する学校の教員及び講師のほか、教員資格免許を有する者等から校長が選任した者又は教育ボランティアが務めています。

2. 学校図書館の充実

子どもたちが主体的に本に親しみ、読書や学校図書館を活用したさまざまな学習活動を展開するため、平成 23 年度に学校図書館システムを構築し、平成 24 年度から運用を開始しました。また、平成 25 年度から学校図書 of 計画的な購入・蔵書の充実を図るなど、魅力ある学校図書館づくりに取り組んできました。

さらに、それまで学校図書館を支えていたスクールスタッフや地域協働学校のボランティアの活動に加えて、平成 25 年度からは、学校図書館支援員（司書等）を全小・中学校に配置しました。学校図書館支援員は、その専門性を活かしながら、児童・生徒への読書案内やレファレンス（資料や情報の案内）、読み聞かせ、ブックトーク（一定のテーマに沿った図書等の紹介）等を行い、学校図書館における読書活動・学習活動を一層充実させています。

また、児童・生徒にとって明るく親しみやすい学校図書館となるよう、興味を引く展示や授業で学んでいる内容に関連づけた展示をするなど、より魅力ある学校図書館づくりを進めています。

今後は、学校図書館の読書センターとしての機能だけではなく、学習センターや情報センターとしての機能をさらに強化していくため、学校や児童・生徒のニーズを踏まえ、蔵書構成の工夫や、意図的な本や情報との出会いの場を設定するなど、読書の質・量の両面の充実を目指していきます。また、学校図書館のより一層の活用に向けた機能拡充を図るため、平成 29 年度には学校図書館の放課後等開放及び学校図書館支援員の配置時間の延長について、小学校 5 校でモデル実施するなど、図書検索や、インターネットを活用した自学自習や調べ学習等が可能な場として、環境整備を行っていきます。



昼休みにおける学校図書館の活用
(新宿西戸山中学校)



季節や行事に応じた特設コーナー
(落合第二中学校)

3. 読書がはぐくむ豊かなライフステージづくり

中央図書館は東日本大震災を踏まえた新宿区緊急震災対策に基づき、平成 25 年 7 月に新中央図書館の建設候補地である旧戸山中学校に仮移転しました。また、解体後の旧中央図書館跡地には 9 館目の地域図書館として平成 28 年度中に（仮称）下落合図書館を開設するための整備工事を進めました。整備にあたっては図書館運営協議会や地域懇談会等を開催し、具体的な図書館の活用方法について検討するとともに、懇談会等での意見を基本設計や蔵書構成等に反映させるなど、地域の特性を活かした図書館の開設に向け準備を進めました。

区立図書館では平成 20 年 1 月に策定した新宿区立図書館基本方針に基づき、地域や区民にとって役に立つ図書館として、蔵書の充実や子どもの健やかな成長の応援の取組みといった従来からの図書館サービスのほか、情報センターとしての機能の充実のため、地域の知の拠点となるようなサービス展開やわかりやすい情報収集・発信を目的としたさまざまな取組みを行ってきました。

情報センター機能の充実や情報技術の進展に対応した取組みとして、平成 27 年 10 月に中央図書館及び地域図書館全館に W i - F i （無線 LAN）を導入するとともに、国立国会図書館デジタル化資料送信サービスを開始するなど、図書館の I T 化の促進により利用者が必要な情報にアクセスしやすい施設としての充実を図りました。

また、地域の知の拠点として、区内 8 館の地域図書館では開館時間の延長を図るとともに、地域の歴史、文化、産業、生活環境等の特性を活かした多様な取組みを、指定管理者制度の活用により行ってきました。指定管理者となった事業者は、まち歩きや地域ゆかりの人物に関する講演会、多言語によるおはなし会等の地域の特色を活かしたイベントを開催するほか、子育て、医療、介護等の生活課題を支援するためのセミナーの実施や図書資料の充実を通じて、区民が集う図書館の充実を図ってきました。

また、子どもの健やかな成長の応援の取組みとして、平成 24 年度から 27 年度までを計画期間とした第三次新宿区子ども読書活動推進計画に基づき、新宿区のすべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、区立学校や幼稚園、保育園、子ども園、児童館、保健センター等とともに取組みを推進してきました。そうしたこれまでの取組みをふまえて策定した第四次新宿区子ども読書活動推進計画（平成 28 年度～31 年度）に基づき、子どもたちの読書環境の整備にさらに取り組んでいきます。

今日、図書館は地域の知識基盤として、デジタルコンテンツへの対応や知的交流、知識創造に向けた取組みといった新たな対応を求められているなど、図書館をめぐる動向が変化しています。このようなことから、「新宿区立図書館基本方針（改定）」を平成 28 年 3 月に策定しました。今後も、区の特性を活かした一層の地域資料の充実を図るなど 30 の取組みを通じて、「区民にやさしい知の拠点」の実現を図っていきます。



旧戸山中学校校舎を活用した中央図書館



出張お話し会（四谷図書館）

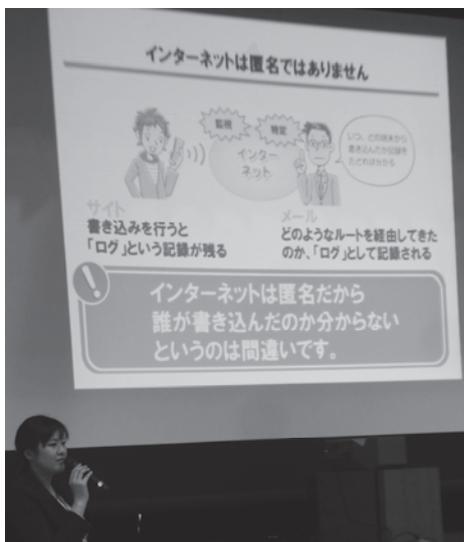
4. 情報モラル教育の推進

社会の情報化が進展する中で、多様な媒体によりもたらされる大量の情報を子どもたちが正しく取捨選択できるようにするとともに、インターネットやSNS等の情報ツールの特徴を正しく理解し、適切に扱うことができるよう、学校・家庭・地域が連携していく必要があります。

平成 25 年度に、情報モラル教育の指導内容や指導事例をまとめた「情報モラル教育授業支援資料」を作成し、各学校ではこれを活用して指導にあたっています。

また、平成 26 年度には、それまで各学校の判断により授業を行っていた情報モラル教育を教育課程に位置付け、民間技術者を活用した情報モラル教育の授業や教員研修を区立小・中学校で実施するとともに、文部科学省による「子供のための情報モラル育成プロジェクト」の一環として、保護者に知っておいて欲しいスマートフォン等によるインターネット利用の注意点をまとめた卓上カレンダーを配布するなど、家庭に対しても日常的な情報モラル教育の理解促進を図りました。

また、携帯電話やスマートフォンの使用状況等を把握するために、平成 25 年度から、各学校でアンケートを実施しています。この結果、携帯電話やスマートフォンを長時間（平日に通話以外の機能で 1 日 3 時間以上）使用している子どもが、小学生では 5.3%、中学生では 20.3%（平成 26 年度調査）いることがわかりました。今後はインターネット依存やSNSによるトラブル等に対応した教職員向けの研修会を実施するとともに、こうしたICTを取り巻く環境の変化を捉えた情報モラル教育の授業を展開し、児童・生徒が情報と正しく向き合い、適切に利活用することができるよう育成していきます。



情報モラル教室（落合第二中学校）



「シンちゃん、家庭でのルール作りのポイントを伝授」の巻



お父さんが携帯電話やスマートフォンを利用する際には、家庭でのルール作りがとても重要です。
お父さんと話し合っ
てルールを作る上で大切な6つのポイントとは!?

1. 子どもに携帯電話・スマートフォンを持たせる目的を確認しましょう。
2. 子どもとよく話し合っ
てルール作りをしましょう。
3. 年齢や発達段階に応じたルールの見直しをしましょう。
4. ルールを守れなかった時のルール作りをしましょう。
5. ルールは記載して部屋に貼るなど、確認ができるようにしましょう。
6. 保護者も子どものお手本となるように、ルールやマナーを守りましょう。

平成 27 年度 情報モラル「シンちゃんカレンダー」より

5. 学校防災対策の強化

教育委員会では、自然災害を含む学校生活全般における児童・生徒等の安全の確保を図るため、さまざまな取組みを行っています。震災等の危険等発生時に職員が講じるべき措置の内容や手順を定めた「新宿区立学校危機管理マニュアル」を作成・運用するとともに、各学校では、学校生活全般における安全指導について総合的な学校安全計画を策定し、実行しています。また、東日本大震災の経験を踏まえ、児童・生徒が自らの安全を守ることができるよう防災訓練等の内容の充実を図っています。

平成 24 年度、関係各課と学校関係者で構成する「学校防災連絡会」を設置し、災害時の児童・生徒の安全確保の方策のほか、地域の防災拠点としての学校のあり方や防災対策等について検討を重ねました。ここで定められた防災対策は必要に応じて学校及び児童・生徒へ周知徹底するとともに、学校危機管理マニュアルに反映させ、学校防災対策の充実を図りました。

また、全ての区立学校が震災時の第一次避難所に指定されていることから、地域の防災訓練に中学生が参加するなど地域とのかかわりを伴った防災訓練を、平成 26 年度から中学校の教育課程に位置づけ実施しています。生徒自身が地域の一員であることを自覚し、身近な人々が助け合うことや、自分ができることを率先して行うことの重要性を学習するとともに、避難所の役割や開設・運営等について体験することにより、実際の災害時に即戦力となる人材を育成する重要な機会となっています。

平成 26 年度は 3 校、平成 27 年度は 5 校で実施し、その成果を踏まえて 28 年度からは全区立中学校に拡大し実施する予定です。生徒が地域住民と一緒に防災訓練を行うことにより、相互に理解を深める機会とし、生徒の地域防災への関心や能力をさらに高めるとともに、地域の防災に対する気運を高めていきます。

今後もこれらの取組みを通じて、学校をとりまく防災対策等の充実を図っていきます。

【中学生と地域の防災訓練のようす】



初期消火訓練（牛込第三中学校）



搬送訓練（新宿西戸山中学校）

6. 区立幼稚園のあり方の見直し

教育委員会は区立幼稚園の今後のあり方について、平成 24 年 8 月に「区立幼稚園のあり方の見直し方針（案）」として考えをとりまとめました。これは、当時、園児数が減少し、集団保育を基本とする教育環境の維持が難しくなった園が増加したことや、教員体制の小規模化によるさまざまな運営上の課題が生じていたことなどから、戸塚第一幼稚園、大久保幼稚園、早稲田幼稚園及び余丁町幼稚園の 4 園を廃止することを内容としたものでした。

その後、園児数の動向など区立幼稚園を取り巻く状況に大きな変化が認められたことから、平成 25 年度に実施した「新宿区次世代育成支援に関する調査（ニーズ調査）」の結果や保護者の要望等の幼稚園に対する需要を踏まえ、保護者の選択の幅をさらに広げられるよう機能充実を図るとともに、適正な集団規模となるよう一定の園児数確保を図ることを目的に、区立幼稚園のあり方の見直し方針の再検討を行いました。

その結果、区の人口推計から明らかになった幼児人口の今後の傾向や、ニーズ調査の結果を踏まえて区立幼稚園が果たすべき役割など、区立幼稚園を取り巻く状況に大きな変化が認められたことから、区立幼稚園の廃止は見送るとともに、適正な園児数を確保するための取組みの実施を定めた「区立幼稚園のあり方の見直し方針」を平成 27 年 10 月に策定しました。方針の策定にあたっては、平成 26 年 3 月に作成した素案について全区立幼稚園及び地域センター5 か所で地域説明会を開催するとともに、パブリック・コメントを実施し、広く保護者や区民の意見を取り入れました。

この方針では、適正な園児数を確保するための手法として「3 年保育の充実」と「預かり保育の実施」の 2 つの取組みを通じて、今後の幼稚園ニーズに効果的・効率的に対応していくものとなりました。

3 年保育の充実については、平成 28 年度から 3 歳児学級の定員を 17 人から 20 人へ拡大するとともに、これまで 3 年保育を実施していなかった津久戸幼稚園、早稲田幼稚園及び余丁町幼稚園に 3 歳児学級を新設することとしました。

預かり保育については、市谷幼稚園及び西戸山幼稚園において平成 27 年 9 月から 28 年 3 月まで試行し、検証を進めた後、地域バランス等を踏まえて実施します。また、平成 28 年度は上記 2 園に鶴巻幼稚園及び花園幼稚園を加えて実施することとしました。

また、今回明らかになった 3 年保育や預かり保育等の幼稚園ニーズに対しては、公私立幼稚園が密接な連携のもとに対応していくことが強く求められます。そのため、保護者の選択の幅を広げることができるように、今後も私立幼稚園との連携と支援を行うこととしました。

7. いじめ・不登校等の防止

教育委員会では、不登校対応として、小・中学校、教育相談室及びつくし教室（適応指導教室）等の関係教職員で構成する不登校対策委員会を設置し、不登校児童・生徒の現状把握及び課題整理を行うとともに、それらを踏まえた不登校からの学校復帰と未然防止に関する方針を毎年度策定してきました。この方針に基づき、担当教員が不登校対策担当者連絡会で不登校防止のための具体的な取組みを協議し各学校で実践してきました。また、こうした取組みについて具体的な対応方法等を示した「不登校対策マニュアル」をテーマ別に毎年作成し活用を図りました。

支援体制の充実として、平成 24 年度からスクールソーシャルワーカーを 1 名から 2 名に、家庭と子供の支援員を 1 名から 5 名に増員して各学校の実態に合わせて派遣し、家庭への支援につなげました。

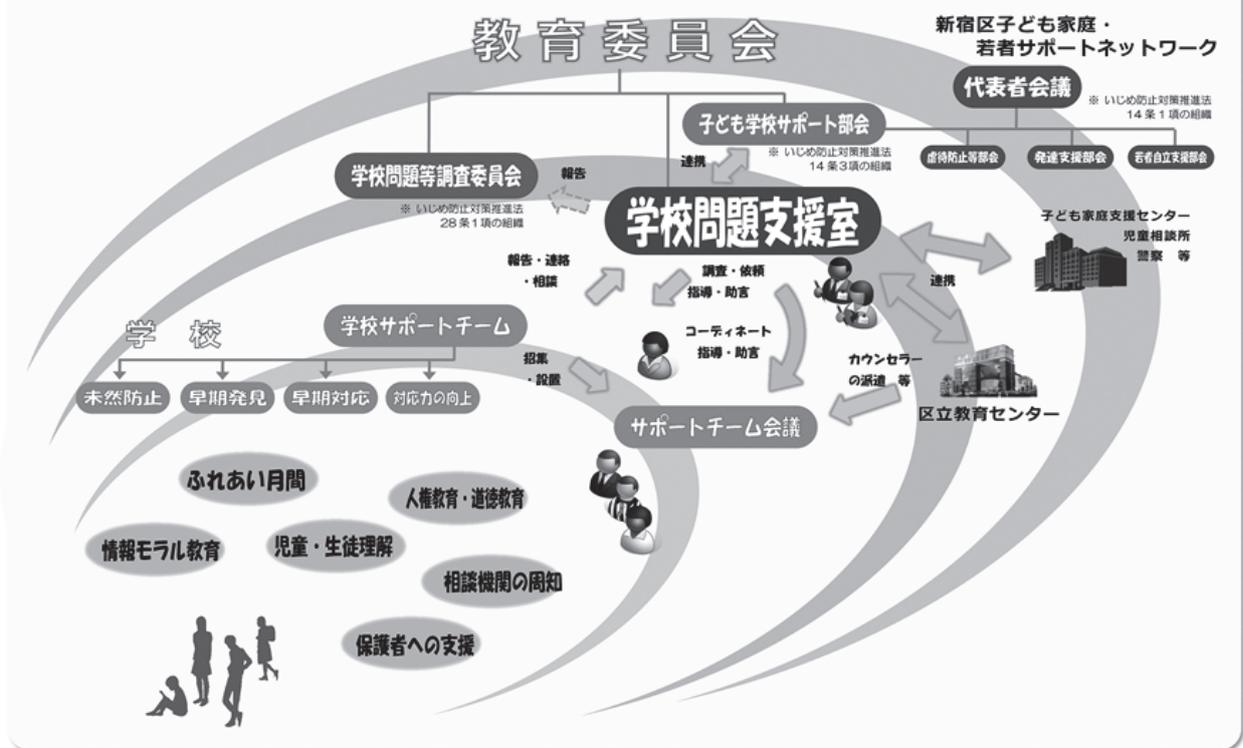
教育委員会ではこれまで、いじめ防止等の対策として、教育相談室や新宿子どもほっとライン、新宿区子ども家庭・若者サポートネットワークでの関係機関との連携等による相談・支援体制の充実を図るとともに、すべての区立学校で年 3 回実施する「ふれあい月間」でのいじめ防止に向けた校長講話やアンケートによる調査・分析等の取組みにより、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に努めてきました。

平成 26 年 3 月には、平成 25 年 9 月に施行されたいじめ防止対策推進法及び文部科学省が定めるいじめ防止等のための基本的な方針に基づき、「新宿区いじめ防止等のための基本方針」を策定しました。この基本方針に基づき、各学校では、平成 26 年度から「学校いじめ防止基本方針（総称）」を策定し、教職員を対象にいじめ防止に関する研修会を実施するなど、いじめの未然防止、早期発見、早期対応について組織的な対応を進めてきました。

また、各学校での対応が効果的に行われるための支援組織として、平成 26 年 4 月に「学校問題支援室」を設置し、各学校でのいじめ、不登校等に関する報告・相談に応じてその実態把握や分析を行うとともに、各学校での対応を個別具体的に支援してきました。さらに、いじめ防止対策推進法に基づく組織として、教育委員会及び法律、医療等の専門家で構成する「学校問題等調査委員会」を設置し、万が一いじめによる重大事態が発生した場合に、事実関係の調査や児童・生徒への迅速かつ適切な対応が行えるよう備えています。

平成 27 年度には、いじめや不登校、その他問題行動に対してより組織的に対応するため、小学校 4 年生から中学校 3 年生までのすべての児童・生徒を対象とした「より良い学校生活と友達づくりのためのアンケート (hyper-QU)」を導入しました。今後は、スクールカウンセラーの派遣や学校、教育センター等での教育相談体制など、これまでのいじめ・不登校等の取組みに加えて、hyper-QU で得られた結果を組織的に分析するとともに具体的な指導につなげ、問題行動等の未然防止、早期発見、早期対応の取組みを一層推進していきます。

新宿区における
いじめ防止対策の推進体制



適応指導教室「つくし教室」の取組み

学校へ行きたくても行くことができない。どうしてもなじめない。いろいろな理由で学校に通うことができない子どもたちがいます。そのような子どもに継続してかわり、さまざまな活動を通して社会性や自立心を養うことで学校復帰や社会的自立を目指す場所として、教育センター内に「つくし教室」を開設しています。つくし教室では、午前9時30分から午後3時までの間、基礎学力の定着のための各教科の学習のほか、集団で遊ぶ楽しさや人とかかわる力をはぐくむスポーツや楽器演奏等の集団活動を、一人ひとりの状況に応じて柔軟に行っています。

平成26年度、つくし教室に所属する中学3年生9人全員が高校進学を希望し、全員がその希望を叶えることができました。今後も、保護者や学校と連携しながら、子どもたちが学校に復帰できるようにするとともに、社会的にも自立した大人に育てていってもらえるよう、つくし教室は地道な取組みを重ねていきます。

・・・事例紹介・・・

中学1年生で不登校となったAさんは、以前から相談していた教育相談室の担当相談員と担任の先生からの勧めもあり、学校復帰と高校進学を目指してつくし教室に通い始めました。

最初は、個別指導の対象で、他の生徒と一緒に過ごすことができませんでしたが、少しずつ集団での学習や活動に参加できるようになりました。2年生になると、新学期のスタートから集団での活動に参加し、発言も増えてきました。その間、何度か気持ちや体調に大きな波がありましたが、指導員や仲間との関わりを積み重ねていく中で、安定して活動に取り組めるようになっていきました。

3年生の冬、無事に高校進学を決めることができたAさんは、「イラストレーターになり、人を感動させる作品をつくりたい」と語ります。Aさんの姿は、他の児童・生徒の励みとなっています。

8. 特別支援教育の推進

新宿区ではすべての学校において特別支援教育を推進しています。小・中学校の通常の学級には、落ち着きがない、こだわりが強い、コミュニケーションがうまく取れないなどの理由により、特別な支援を必要とする児童・生徒が在籍しています。こうした児童・生徒に対して、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援を行うことが求められています。また、その支援がライフステージの節目ごとに途切れることなく、教育、保健・福祉、医療等の各分野が連携し、一貫性のある支援を行うことが重要です。

教育委員会はこれまで、就学支援シートの活用により、就学前施設での様子や家庭で大切にしてきたことなどを就学する学校に伝えたり、個別指導計画に基づき一人ひとりに応じた教育を行うなど、一貫性のある支援を推進してきました。

また、発達の状況や個別の課題に応じた支援を行うため、医師・学識経験者や心理士等の専門家による巡回相談を年3回実施し、適切な指導や必要な支援、教育環境等について、教員に指導・助言を行っています。さらに、この指導や助言を活かして教員が作成した個別指導計画による支援を円滑に行うため、学校に派遣する特別支援教育推進員を平成24年度から毎年2名ずつ増員するなど、一人ひとりの教育的ニーズに応える学校指導体制を充実しました。

さらに、情緒障害等通級指導学級を利用する児童・生徒数が増加傾向にあることや、発達障害に対する支援ニーズの高まりに対応するため、平成27年度、鶴巻小学校と四谷第六小学校に通級指導学級を新設し、小学校の通級指導学級の設置校をそれまでの3校から5校に拡大しました。この2校は、発達障害のある児童が在籍校で巡回指導教員による指導を受けることができる新たなしくみの拠点校として位置付けるとともに、隣接校4校と合わせてモデル実施を行いました。

このモデル実施による成果を踏まえて、平成28年度からは、全小学校に「まなびの教室」（特別支援教室）を設置し、この新しいしくみによる特別支援教育を展開していきます。



「まなびの教室」での授業のようす（鶴巻小学校）

「まなびの教室」地区割及び拠点校

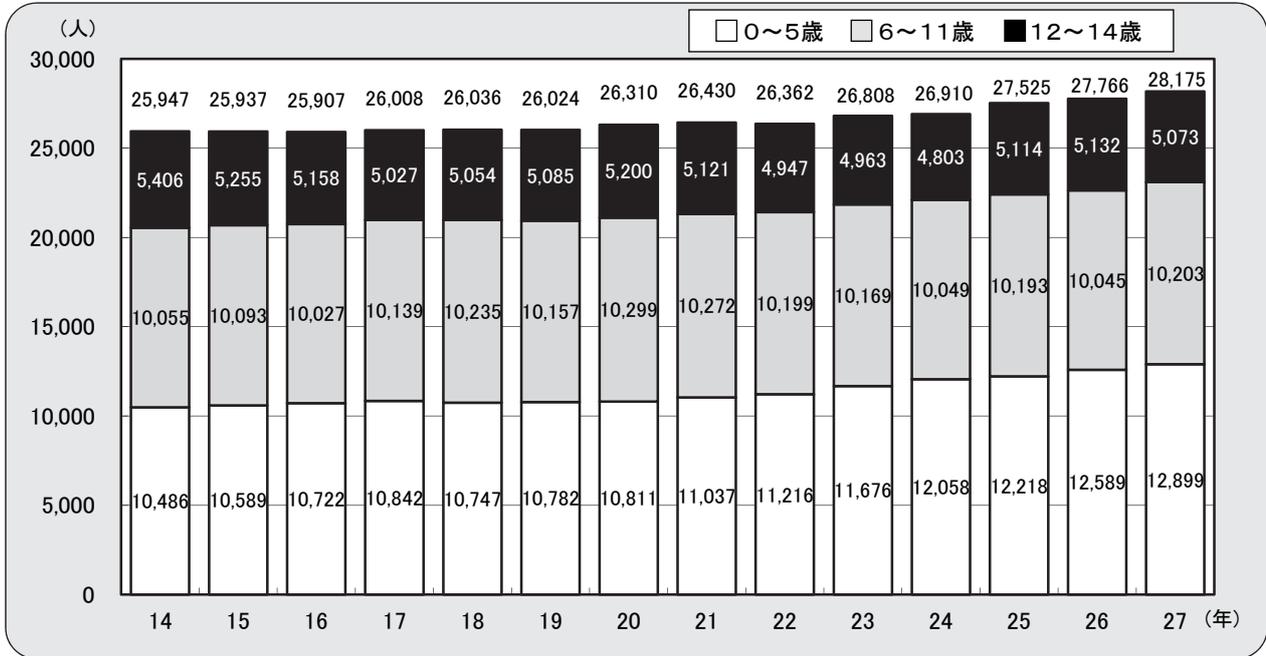




新宿区の子どもの状況等

(1)子ども(0~14歳)の人口の推移

6~11歳、12歳~14歳の年齢区分は、ほぼ横ばいで推移しています。0~5歳の年齢区分では、増加傾向で推移しています。

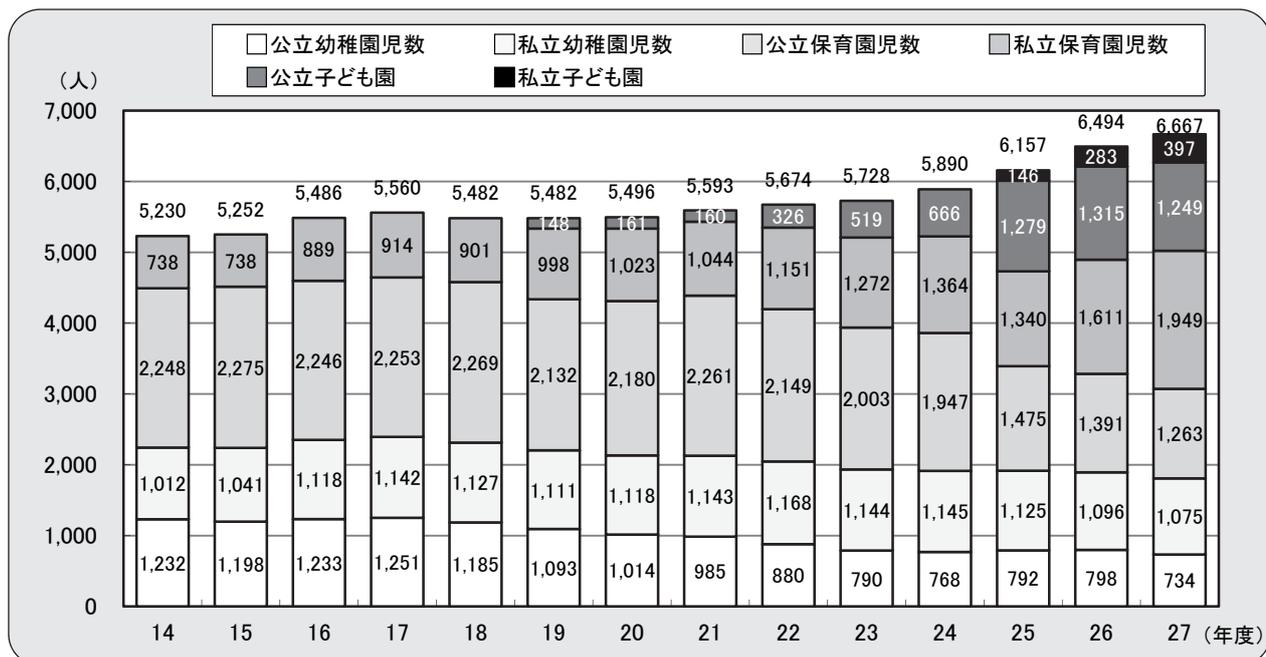


各年4月1日現在、外国人登録人口を含む

(企画政策課資料)

(2)幼稚園・保育園・子ども園児数の推移

園児数は全体的に増加傾向にあります。平成19年度以降は、子ども園の増設に伴い、子ども園児数が年々増加しています。



幼稚園児数：各年度5月1日現在、保育園児数：各年度4月1日現在
子ども園児数：19~22年度5月1日現在、23~27年度4月1日現在

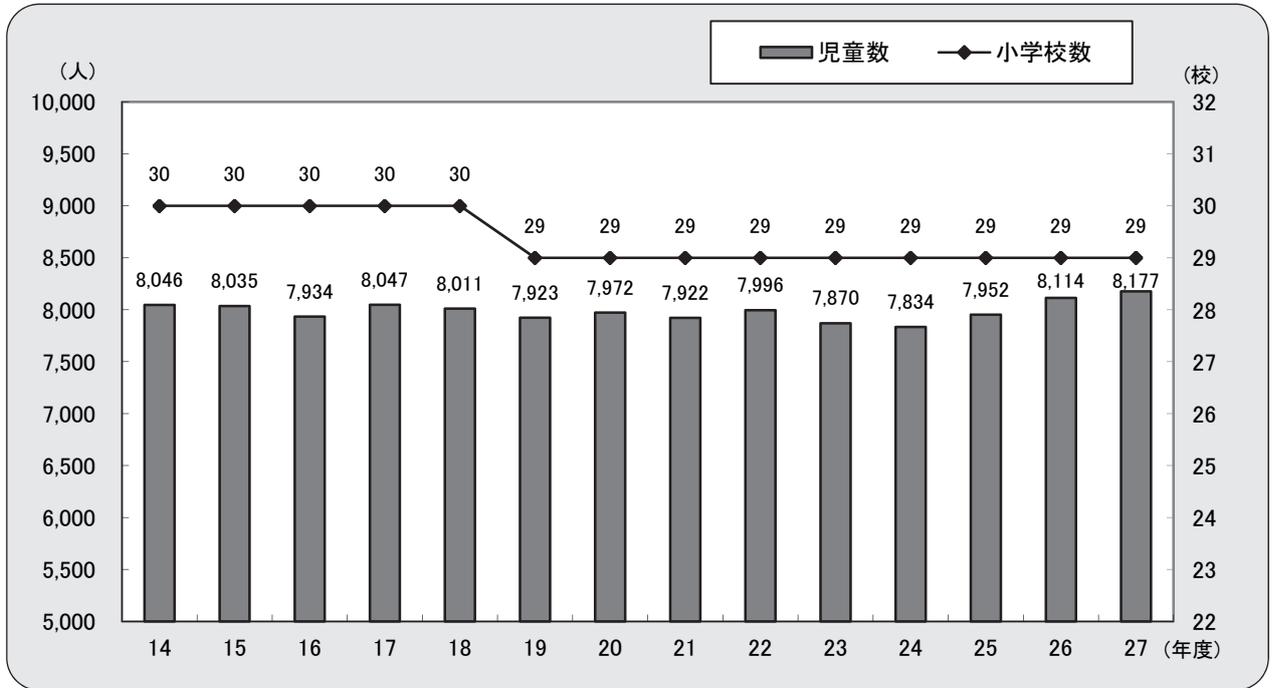
(保育園子ども園課・学校運営課資料)

(3)区立小学校・中学校

① 児童・生徒数の推移

i 小学校

ほぼ横ばいで推移していますが、平成 25 年度以降増加しています。

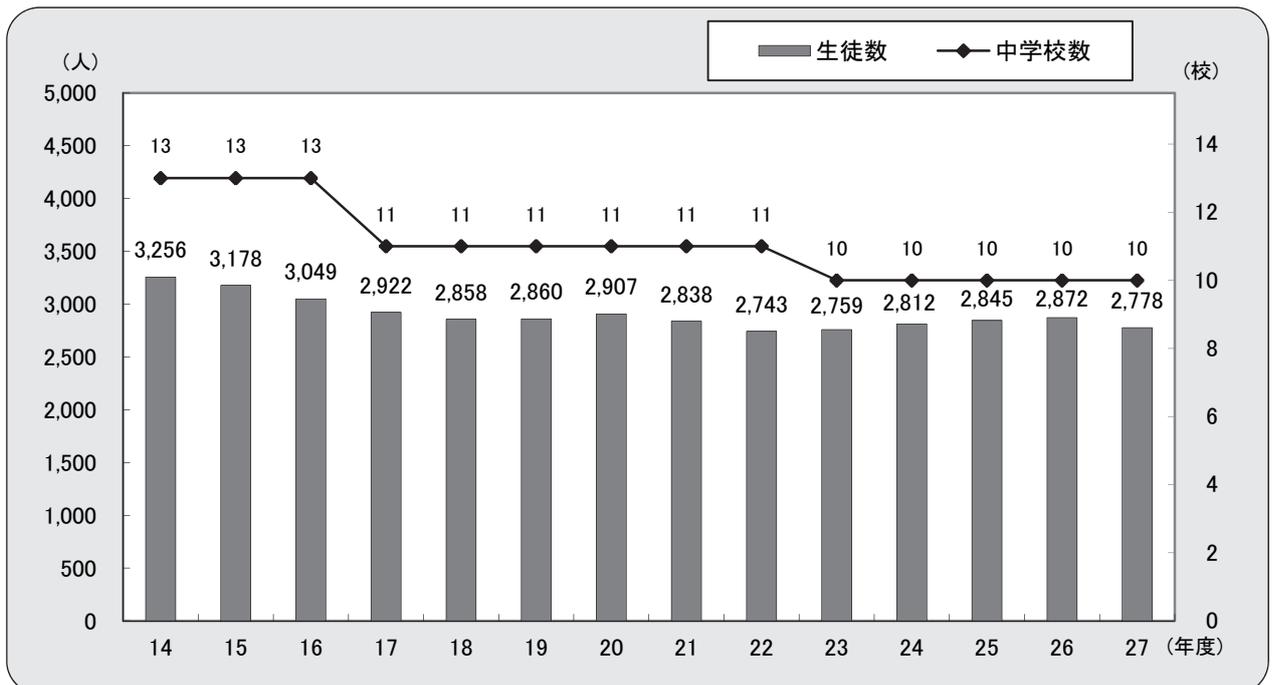


各年度 5 月 1 日現在

(学校基本調査)

ii 中学校

減少の傾向が見られましたが、ここ数年は、ほぼ横ばいで推移しています。



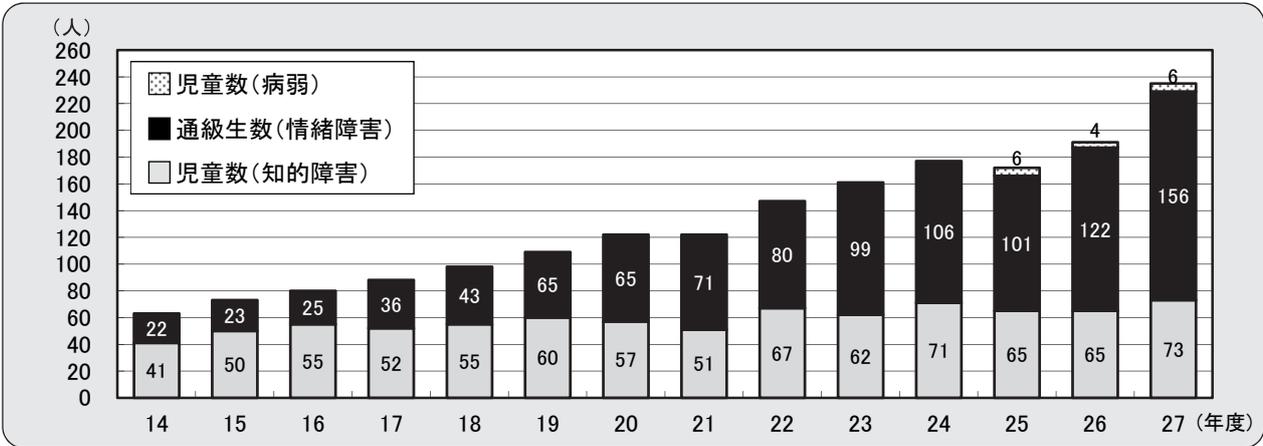
各年度 5 月 1 日現在

(学校基本調査)

② 特別支援学級・特別支援学校（新宿養護学校）児童・生徒数の推移

i 小学校 児童数

在籍児童数、通級生数ともに増加傾向にあります。

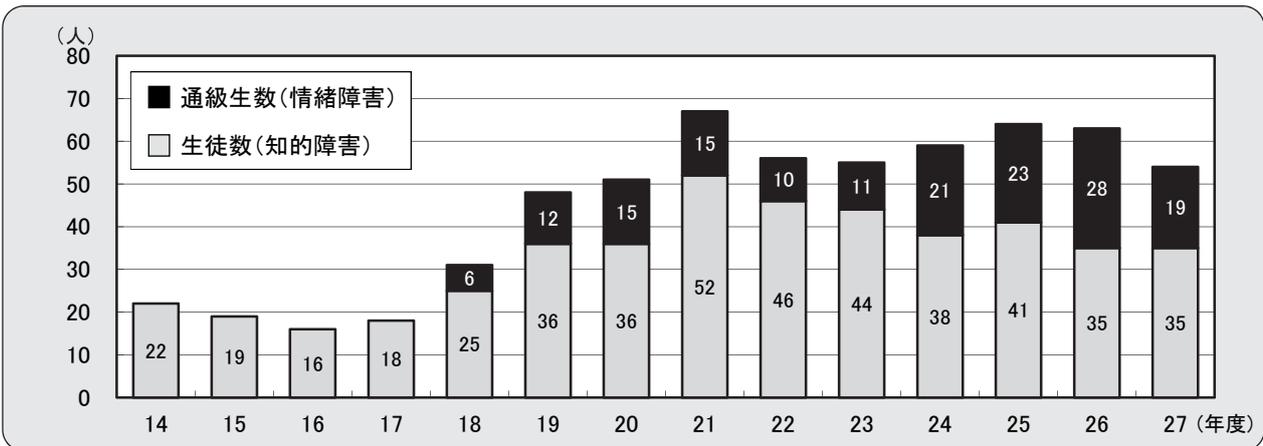


各年度5月1日現在

(学校基本調査)

ii 中学校 生徒数

在籍生徒数、通級生数とも増減を繰り返しています。

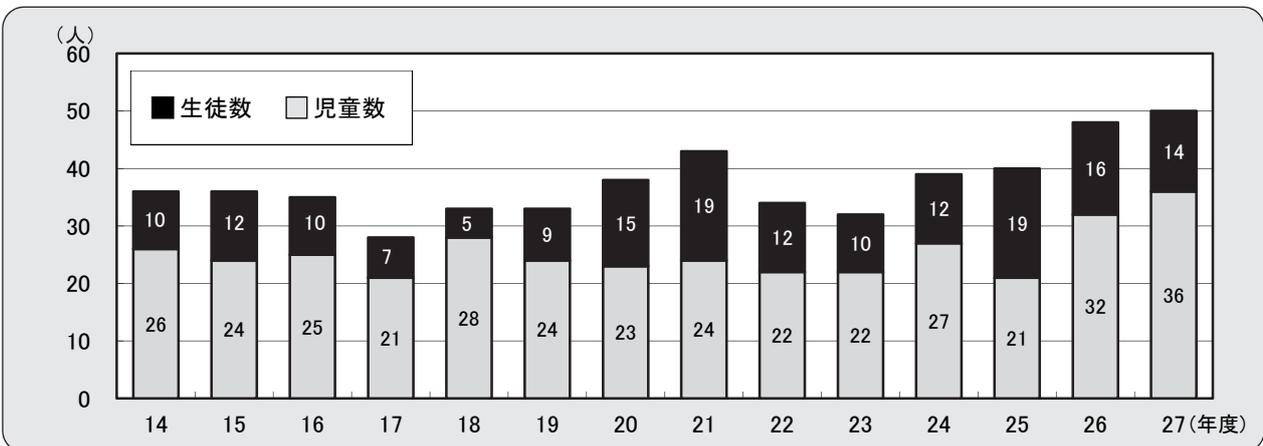


各年度5月1日現在

(学校基本調査)

iii 特別支援学校（新宿養護学校）児童・生徒数

生徒・児童数は増加傾向にあります。



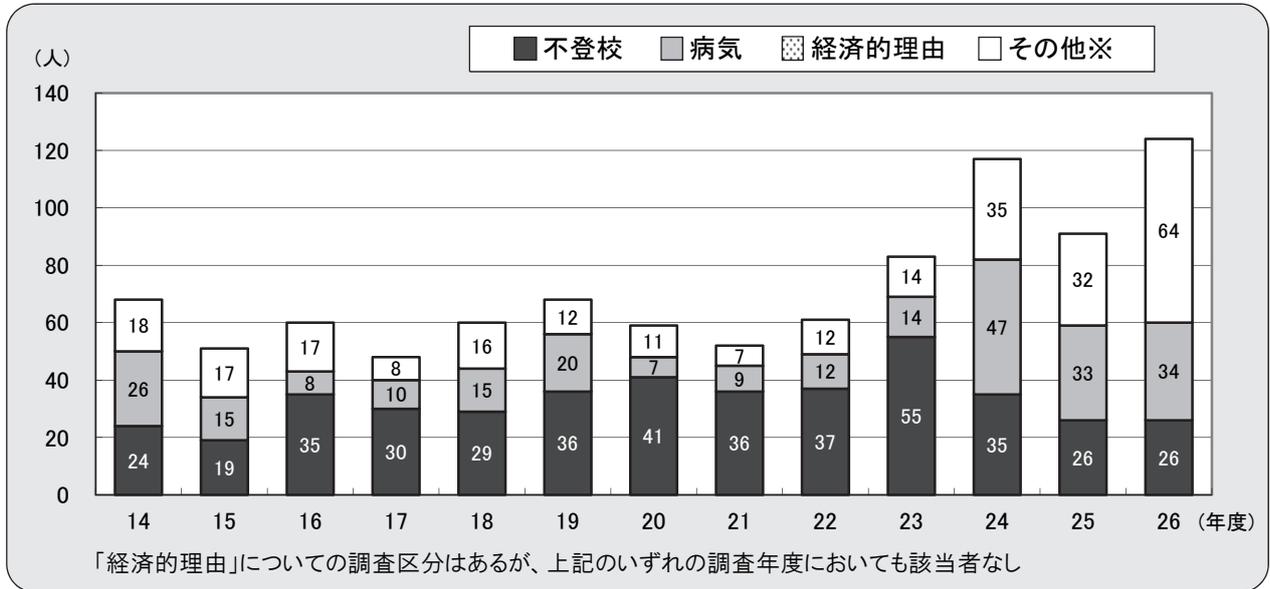
各年度5月1日現在

(学校基本調査)

③ 児童・生徒の長期欠席者の推移（病気・不登校等）

i 小学校

不登校による長期欠席者数（年間30日以上欠席した児童数）は、新宿区では平成24年度以降減少傾向にあります。24年度の不登校出現率は0.44（全国平均0.31、東京都平均0.34）、25年度は0.32（全国平均0.36、東京都0.43）、26年度は0.32（全国0.39、東京都0.46）となっています。

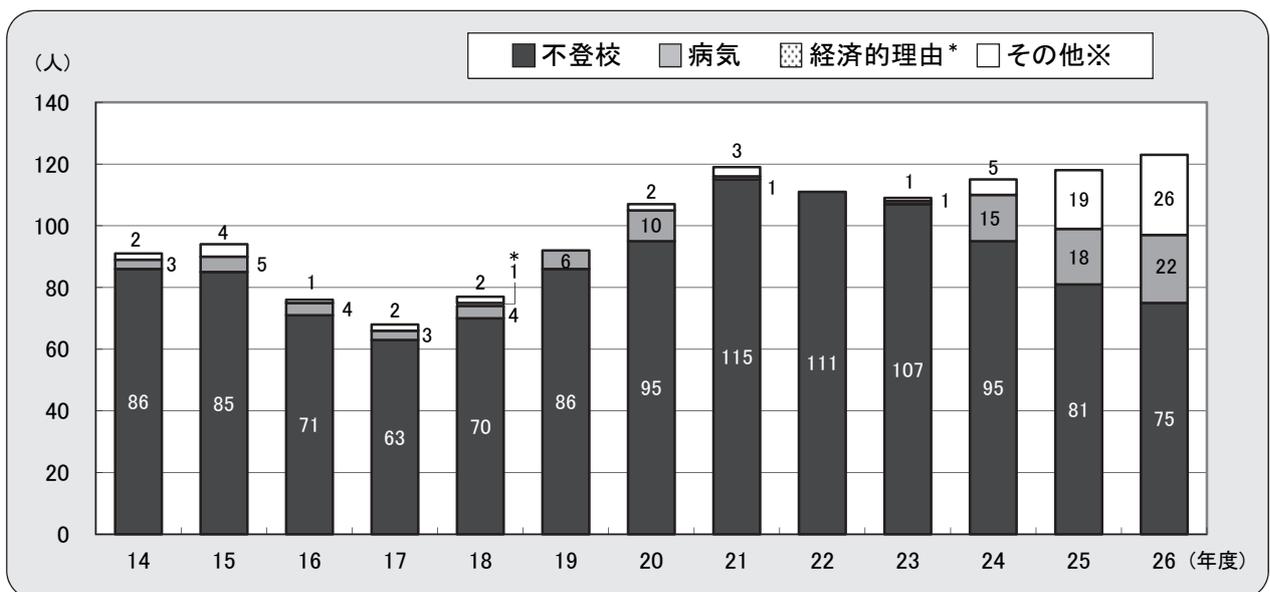


各年度1年間の合計数

（学校基本調査）

ii 中学校

不登校による長期欠席者数（年間30日以上欠席した生徒数）は、新宿区では平成22年度以降減少しています。24年度の不登校出現率は3.33（全国平均2.56、東京都平均2.76）、25年度は2.84（全国平均2.69、東京都3.46）で、26年度は2.61（全国2.76、東京都3.61）となっています。



各年度1年間の合計数

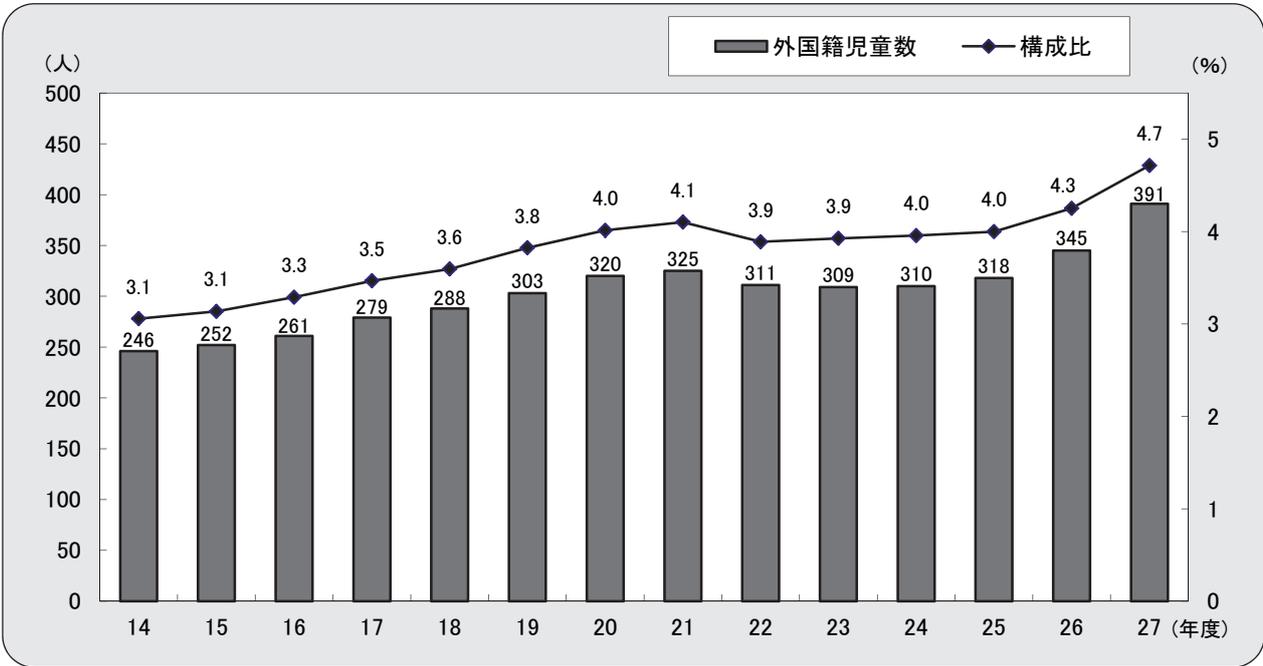
（学校基本調査）

※「その他」…保護者の教育に対する考え方、無理解・無関心、家族の介護、家事手伝いなどの家庭の事情等から長期欠席している者

④ 外国人児童・生徒数の推移

i 小学校

増加傾向にあり、平成 24 年度からは総児童数の 4%を超えています。

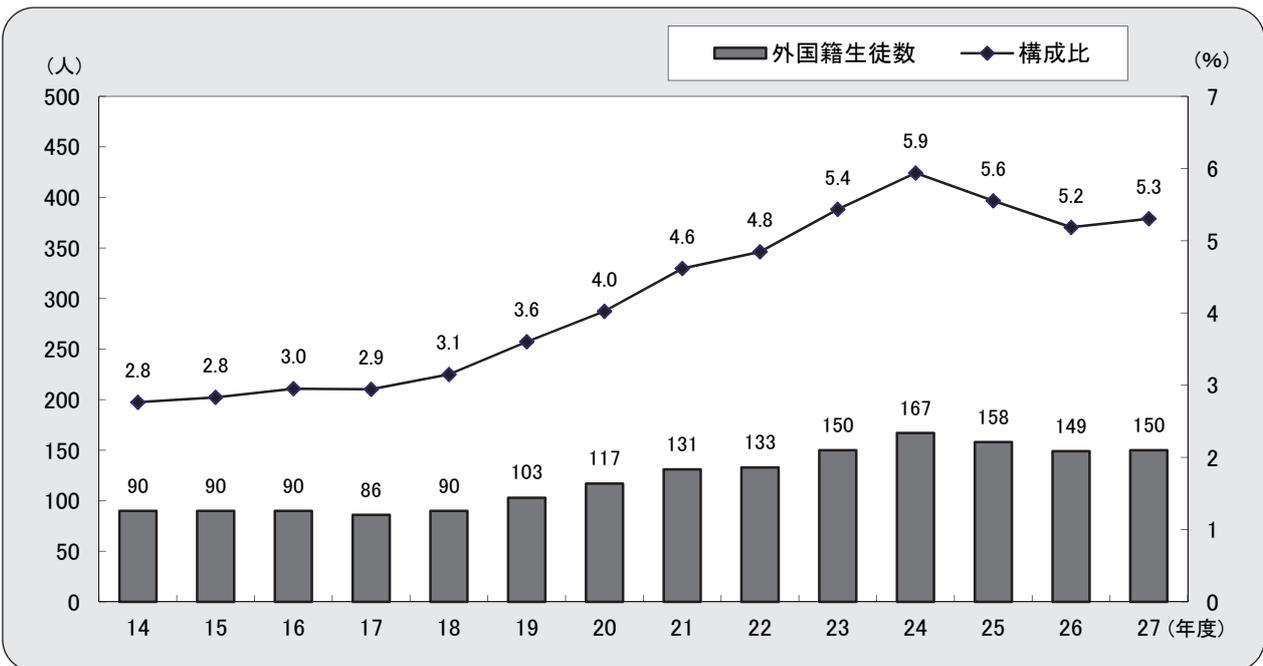


各年度 5 月 1 日現在

(学校基本調査)

ii 中学校

増加傾向にあり、平成 23 年度には生徒総数の 5%を超えています。



各年度 5 月 1 日現在

(学校基本調査)

新宿区教育ビジョン 個別事業
(平成 28 年度～29 年度)

印刷物作成番号

2015 - 16 - 5501

平成 28 年 3 月 発行

編集・発行

新宿区教育委員会事務局教育調整課

東京都新宿区歌舞伎町 1 - 4 - 1
電話 (03) 3209-1111

この印刷物は業者委託により 1,700 部印刷製本しています。その経費として 1 部あたり 226 円 (税込) がかかっています。ただし、編集時の職員人件費や配送経費等は含んでいません。

新宿区は、環境への負荷を少なくし、未来の環境を創造するまちづくりを推進しています。本誌は森林資源の保護とリサイクルの促進のため、古紙を利用した再生紙を使用しています。



古紙配合率70%再生紙を使用しています

